

【訪問系サービス編】

指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導

②運営基準に関すること

平成28年3月15日

岡山県保健福祉部障害福祉課

岡山県
毛んげん

障害者の数(全国)

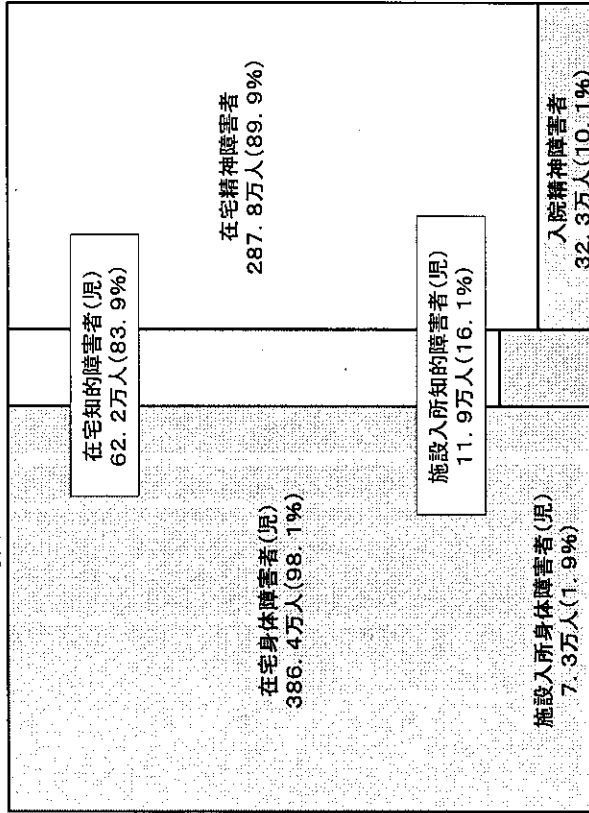
- 障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。
- そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人。

障害福祉サービスの利用者数は73.5万人
(H27.3月、前年同月比約5.7%増)
(身体:20.6万人、知的:34.9万人、
精神:16.3万人、児:1.7万人)

(在宅・施設別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)
うち在宅 736.4万人(93.5%)
うち施設入所 51.5万人(6.5%)

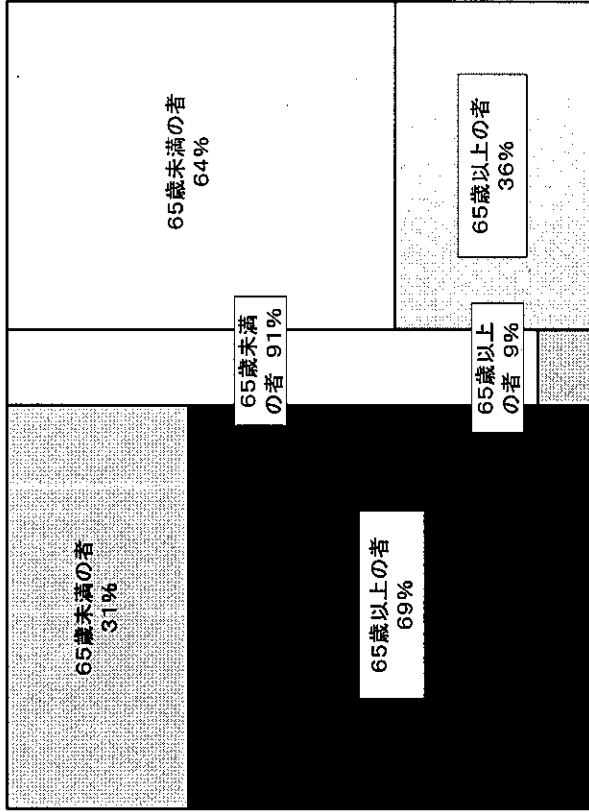
身体障害者(児) 393.7万人
知的障害者(児) 74.1万人
精神障害者 320.1万人



(年齢別)

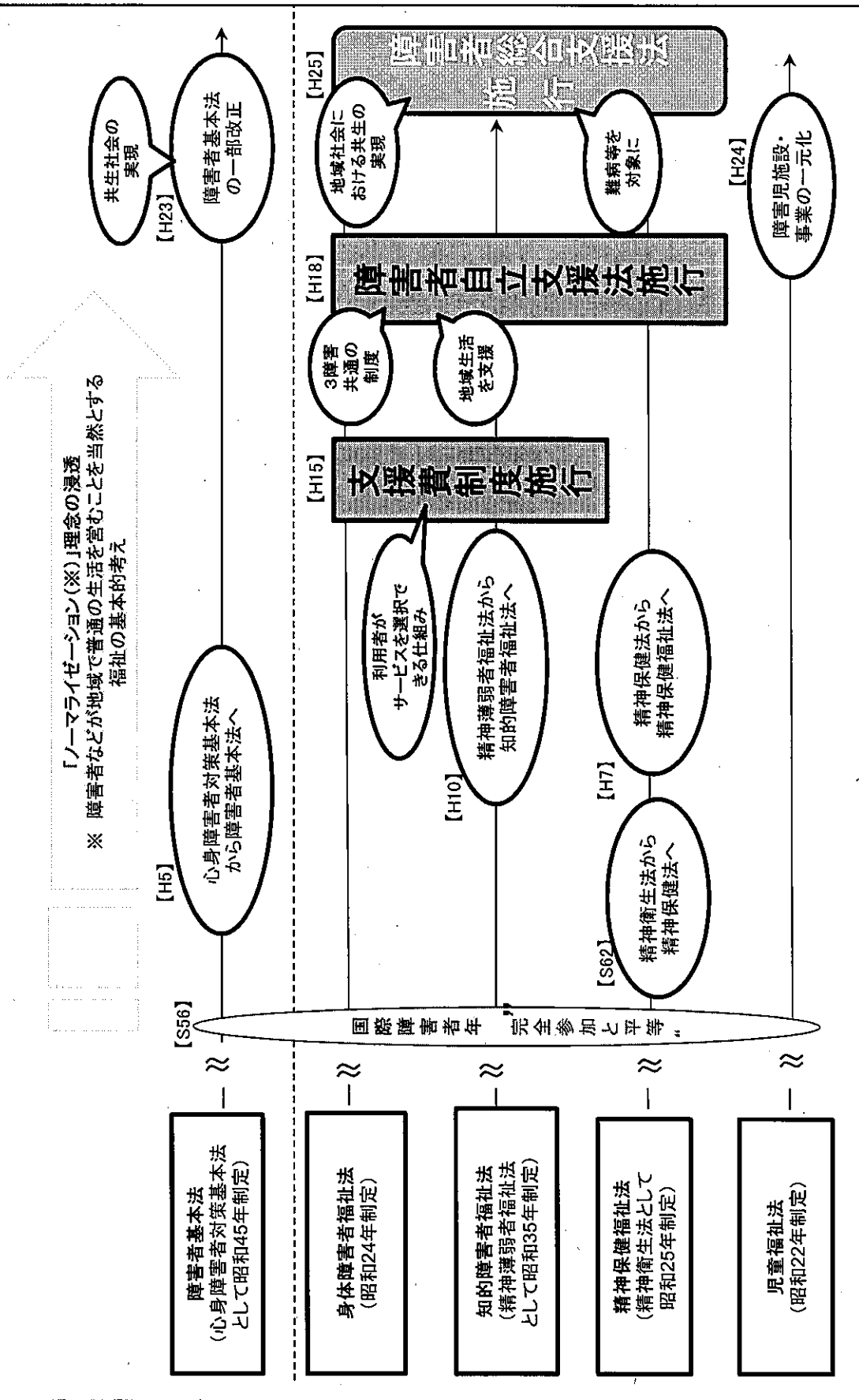
障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)
うち65歳未満 50%
うち65歳以上 50%

身体障害者(児) 393.7万人
知的障害者(児) 74.1万人
精神障害者 320.1万人

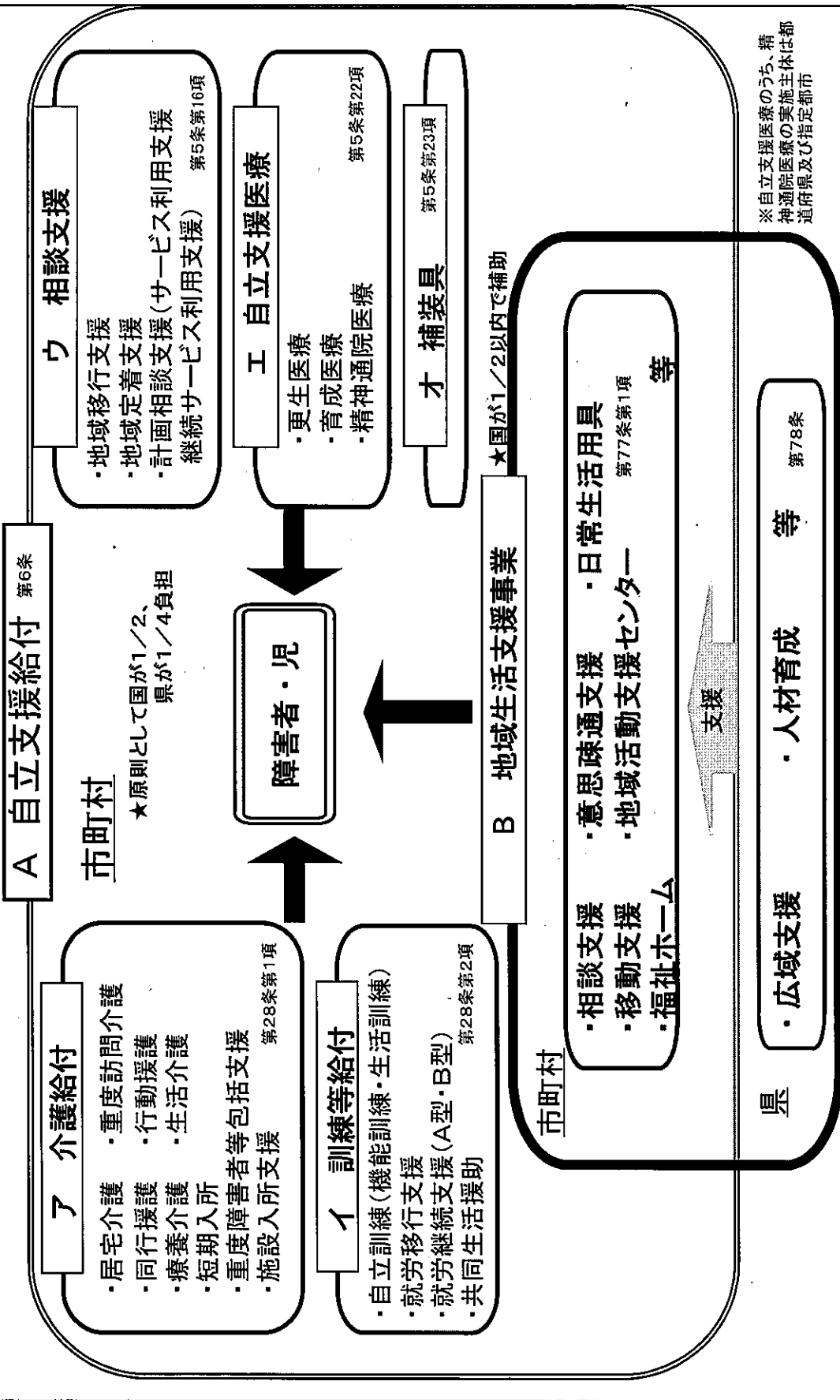


※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
 ※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大崎市を除いた数値である。知的障害者(児)数は宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。
 ※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。
 ※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持者、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害者種別が不明のため、上記には含まれていない。
 ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。 H27年度サービス管理責任者等指導者養成研修共通講義資料を一部改編

障害福祉施策の歴史



障害者総合支援法の給付・事業



障害福祉サービス等の体系(1)

サービス名

サービス名	利用者数	施設・事業所数
訪問系 居宅介護(ホームヘルプ) ⑤ 重度訪問介護 ⑤ 同行支援 ⑤ 行動支援 ⑤ 重度障害者等包括支援 ⑤	2,433 139 165 67 0	274 224 81 29 0
日中活動系 短期入所(ショートステイ) ⑤ 療養介護 ⑤ 生活介護 ⑤	472 449 3,752	76 4 123
居住系 施設入所支援 ⑤	2,269	48
日中活動系 共同生活援助(グループホーム) ⑤ 自立訓練(機能訓練) ⑤ 自立訓練(生活訓練) ⑤ 就労移行支援 ⑤ 就労継続支援(A型=雇用型) ⑤ 就労継続支援(B型) ⑤	1,521 2 139 221 2,623 3,383	75 0 10 30 130 164

ア 介護給付

イ 訓練等給付

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて者に介護が必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護が出席している移動支援等を総合的に提供する
 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要が情報提供や介護を行う
 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
 介護の必要性がとて高い人に、自宅介護等複数のサービスとを包括的に提供する
 自宅で介護する人が病気の割合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
 医療と介護の連携を必要とする人、医療機関で療養訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する
 施設に入所する人、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

(注)1. 表中の「⑤」は「障害者」、「⑥」は「障害児」であり、利用できるサービスの利用者数、施設・事業所数は、岡山県内のもの(平成27年4月現在)。
 2. 利用者数は、岡山県内のもの(平成27年4月現在)。

障害福祉サービス等の体系(2)

サービス名

	利用者数	施設・事業所数
相談支援系		
地域移行支援 (特)	4	58
地域定着支援 (特)	215	58
計画相談支援 (特)	2,134	120
障害児相談支援 (児)	723	83
障害児通所系		
児童発達支援 (児)	2,479	103
医療型児童発達支援 (児)	16	2
放課後等デイサービス (児)	1,974	97
保育所等訪問支援 (児)	23	16
障害児入所系		
福祉型障害児入所施設 (児)	30 (98)	4
医療型障害児入所施設 (児)	44 (40)	3

住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。

常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。

【サービス利用支援】
・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成
・支給決定後、事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成
【継続利用支援】
・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)

【障害児利用援助】
・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成
・給付決定後、事業者等と連絡調整を行うとともに利用計画を作成
【継続障害児支援利用援助】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。

授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

(注)1. 表中の「特」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
2. 利用者数は、岡山県の住民の利用者数、施設・事業所数は、岡山県内のもの(平成27年4月現在)。障害児入所施設の括弧内の数値は、措置入所者数(外数)。

介護給付と障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護						
重度訪問介護※1						
行動援護※2						
同行援護(身体介護を伴う場合)※3						
重度障害者等包括支援※4						
短期入所						
療養介護※5						
生活介護※6						
施設入所支援※7						
共同生活援助						
訪問系サービス						
日中活動系サービス						
居住系サービス						

- ※1 重度訪問介護は2肢以上に麻痺があること、及び「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が「出来る」以外
- ※2 行動援護は、行動関連項目等の合計点数が10点以上であること
- ※3 同行援護(身体介護を伴わない場合)は障害支援区分の認定は不要
- ※4 重度障害者等包括支援は寝たきりで、気管切開による人工呼吸器による呼吸管理・最重度知的障害者
または、行動関連項目等の合計点数が10点以上であること
- ※5 療養介護は、区分6で人工呼吸器により呼吸管理を行っている者、区分5以上で、筋ジス又は重症心身障害者
- ※6 49歳以下の者は区分3以上(施設入所の場合は、区分4以上)、50歳以上の者は区分2以上(施設入所の場合は、区分3以上)。また、現に入所している者については、引き続き入所可能。
- ※7 生活介護を受ける者であって区分4以上(50歳以上は区分3)、区分には該当しないが特段の事情があり、指定
特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手續きを経た上で市町村が必要と認めた者、自立訓練
又は就労移行支援の利用者で、やむを得ない事情により通所が困難な者

行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
 - 外出時における移動中の介護
 - 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
- (・予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的の行動等を理解させる等
・制御的対応
…行動障害を起こしてしまつた時の問題行動を適切におさめること等
・身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であつて3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)
※介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であつて5年以上の実務経験(平成30年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
・行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であつて1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であつて2年以上の実務経験(平成30年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬 253単位(30分)～2,506単位(7.5時間以上)	■ 主な加算 特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) →①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算) →支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者自身の状況等の評価を共同して行うことを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) →特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価
--	---	---	---

○ 事業所数 1,439 (国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 8,519 (国保連平成27年3月実績)

行動援護の資格要件

○サービス提供責任者

- イ) 行動援護従業者養成研修修了者(※)
 - ロ) 強度行動障害支援者養成研修(基礎かつ実践)修了者
- のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に3年以上従事した経験を有する者

○サービス提供者(ヘルパー)

- イ) 行動援護従業者養成研修修了者(※)
 - ロ) 強度行動障害支援者養成研修(基礎かつ実践)修了者
- のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上従事した経験を有する者

(※)H18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者を含む

平成30年3月31日までの経過措置

○サービス提供責任者

- イ) 介護福祉士
 - ロ) 実務者研修修了者
 - ハ) 介護職員基礎研修修了者
 - ニ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
 - ホ) 居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に5年以上従事した経験を有する者

○サービス提供者(ヘルパー)

- イ) 介護福祉士
 - ロ) 実務者研修修了者
 - ハ) 居宅介護職員初任者研修修了者
 - ニ) 居宅介護従業者養成研修1級・2級課程修了者
- のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上従事した経験を有する者

重度訪問介護

○対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
 - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
 - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「排尿」、「排便」、「移乗」、「歩行」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
 - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○サービス内容

- 居室における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
- ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)
 - ※ 重度障害者等包括支援対象者

類型	状態像
人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型)	・筋ジストロフィー ・ALS
最重度知的障害者(Ⅱ類型)	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)	・強度行動障害 等

- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○報酬単価(平成27年4月～)

■基本報酬

183単位(1時間)～1,408単位(8時間) ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■主な加算

- 特定事業所加算(10%又は20%加算)
 - ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービス評価
- 行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算)
 - サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価
- 喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
 - 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○事業所数 6,629(国保連平成27年3月実績)

○利用者数 9,960(国保連平成27年3月実績)

同行援護

○対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
 - 同行援護アセスメント票の調査項目に該当していること。また、身体介護を伴う場合は以下のいずれも満たす者であること
 - ・ 障害支援区分2以上
 - ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定されている者又は「移乗」、「移動」、「排泄」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定されている者

○サービス内容

- 外出時において、
- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
 - 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
 - その他外出時に必要な援助

※外出について
 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を負えるものに限る。

○主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
- ・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者(平成30年3月31日まで研修を終了したものとみなす経過措置を設ける)であつて①又は②の要件を満たす者
 - ①介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であつて3年以上の実務経験がある者
 - ②移動支援事業に3年以上従事した者等
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であつて、1年以上の直接処遇経験を有する者(平成30年3月31日まで1年以上の実務経験を要しない経過措置を設ける)等

○報酬単価(平成27年4月～)

■ 基本報酬 (身体介護を伴う場合) 256単位(30分)～839単位(3時間) 3時間以降、30分を増す毎に83単位加算	(身体介護を伴わない場合) 105単位(30分)～278単位(1.5時間) 1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算
■ 主な加算 特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) →①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、 ③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービス評価	特別地域加算(15%加算) →中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスの評価
嚥痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) →特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、嚥痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価	

○事業所数

5,736 (国保連平成27年3月実績)

○利用者数

22,512 (国保連平成27年3月実績)

(1) 平成28年度障害保健福祉部予算案について

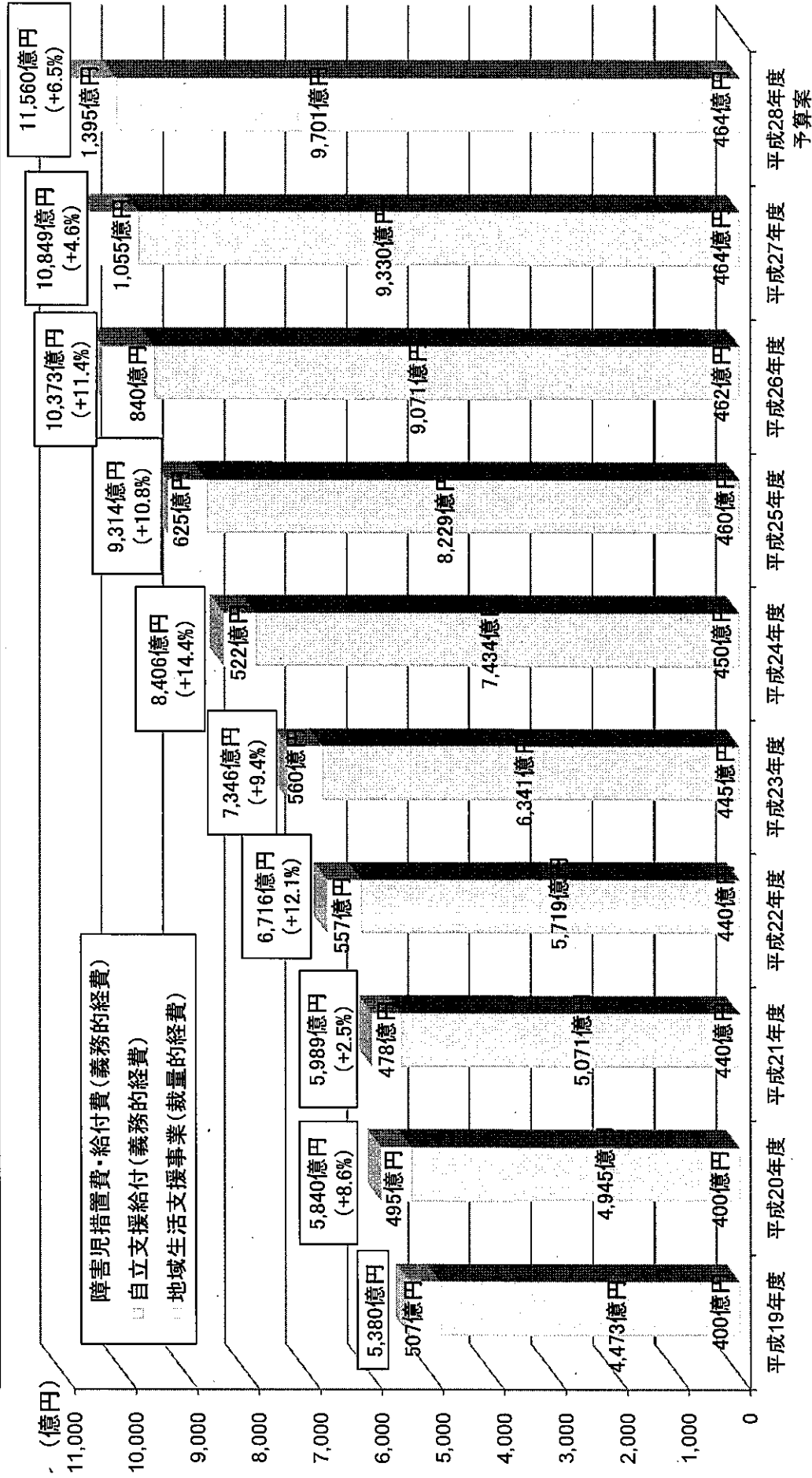
- ◆ 予算額 (27年度予算額) (28年度予算案)
 1兆5,495億円 ↑ 1兆6,375億円 (対前年度+880億円、+5.7%) (うち復興特会) 30億円
- ◆ 障害福祉サービス関係費(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費)
 (27年度予算額) (28年度予算案)
 1兆849億円 ↑ 1兆1,560億円 (対前年度+710億円、+6.5%)

【主な施策】

- 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進 (対前年度増▲減額)
 - ① 良質な障害福祉サービス等の確保 9,701億円 (+371億円)
 - ② 地域における障害児支援の推進 1,458億円 (+338億円)
 - ③ 地域生活支援事業の着実な実施 464億円 (±0億円)
 - ④ 障害者への就労支援の推進 10.9億円 (±0億円) 等
うち農福連携 1.1億円
- 障害者の社会参加の推進
 - ① 障害者自立支援機器の開発の促進 1.6億円 (+0.6億円)
 - ② 芸術文化活動の支援の推進 1.5億円 (+0.2億円) 等
- 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 0.4億円 等
- 障害福祉サービスの提供体制の整備 (施設整備費) 70億円 (+44億円)
※ 補正予算(案)60億円
- 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 14億円 (+0.8億円) 等
○ 精神科救急医療体制の整備
- 自殺対策等の推進 1.6億円 (+1億円) 等
○ 地域自殺対策推進センター(仮称)の設置
- 薬物などの依存症対策の推進 0.6億円 (±0億円) 等
○ 依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進
- 東日本大震災からの復興への支援 30億円

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は10年間で2倍以上に増加している。



(注1)平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2)平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3)平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

趣言

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

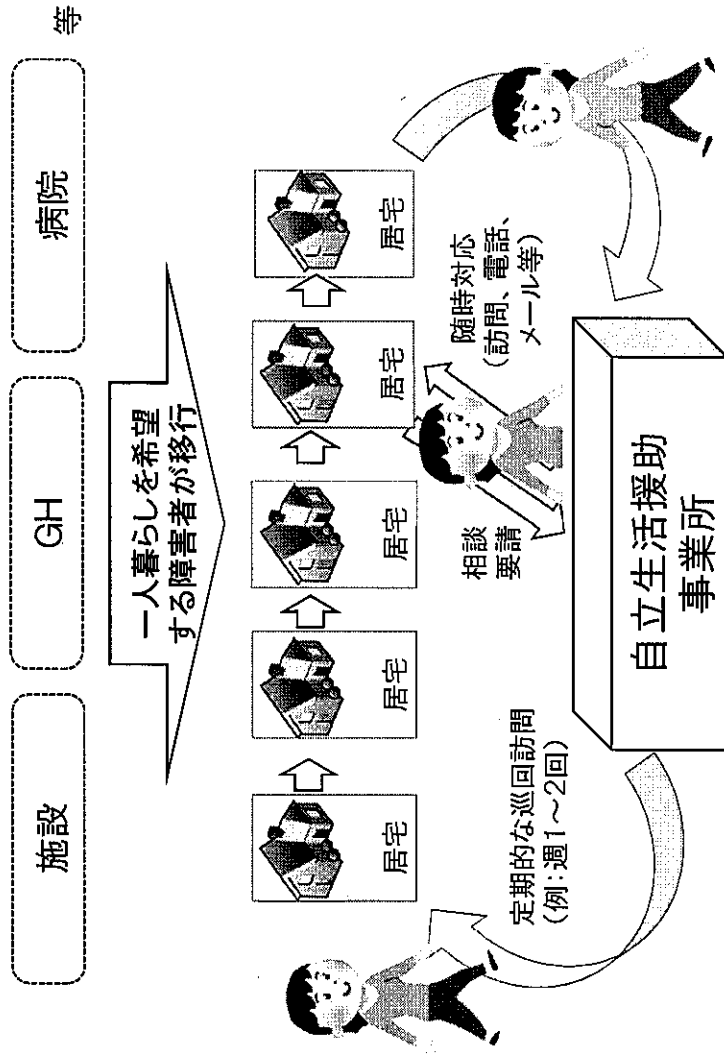
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

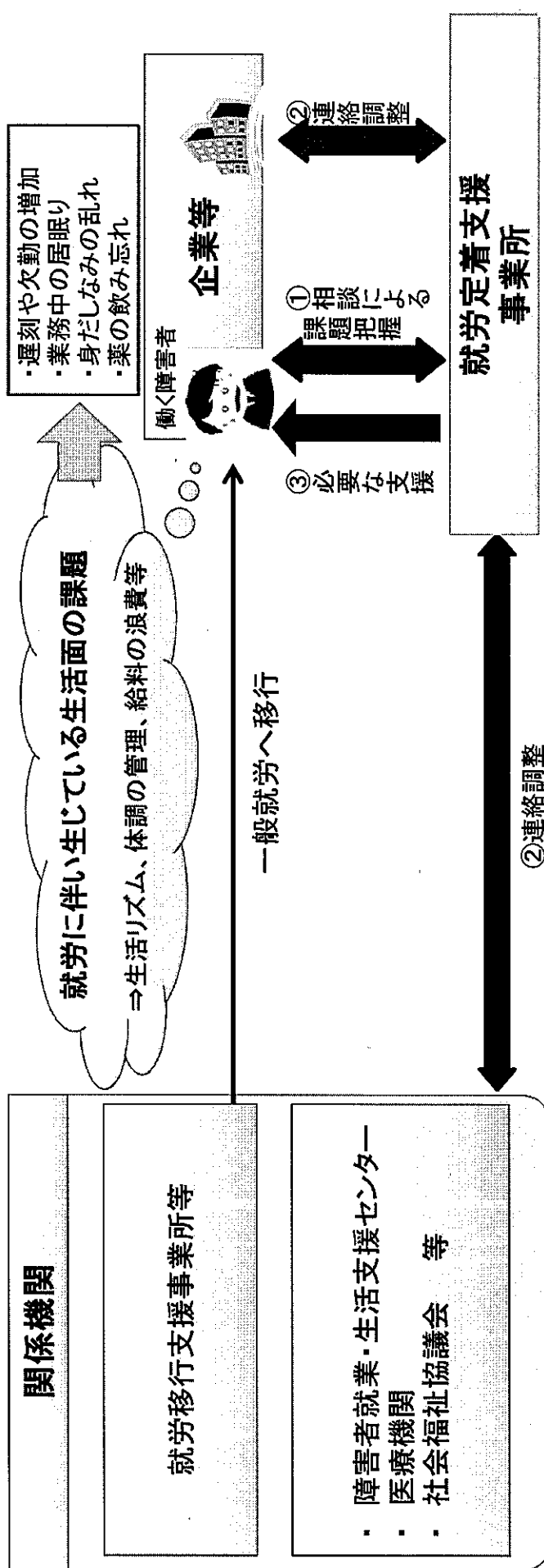
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



重度訪問介護の訪問先の拡大

- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
 - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
 - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないうえに、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

訪問先拡大の対象者

- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者

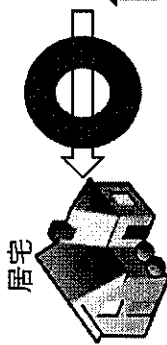
※障害支援区分6の者を対象とする予定

※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応

訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

現行の訪問先

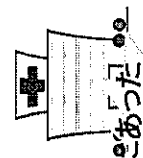


重度訪問介護
事業所



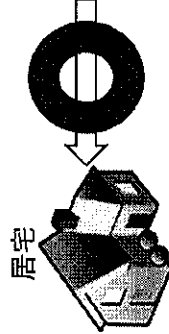
利用者にあつた
体位交換等が取
られなくなる
⇒ 体調の悪化

医療機関
(入院)



医療機関における重度訪問
介護の利用を可能へ

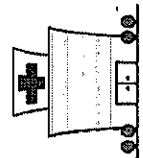
改正後の訪問先



重度訪問介護
事業所



医療機関
(入院)



高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくなる等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

具体的内容

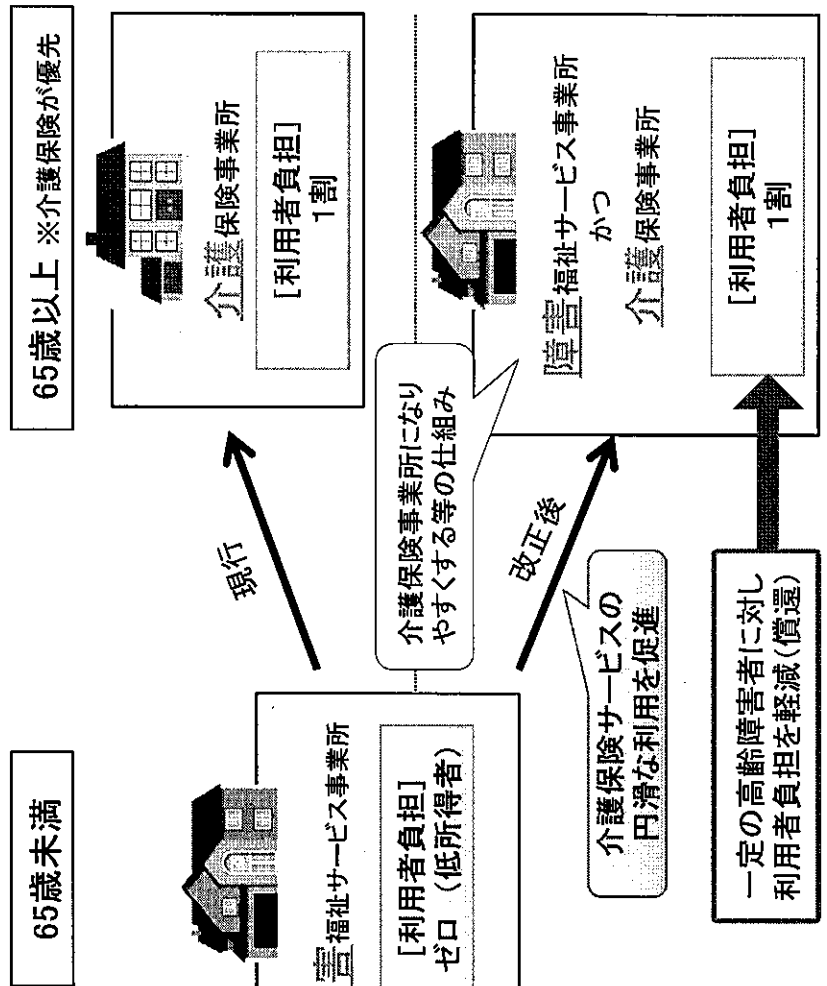
- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 一定程度以上の障害支援区分
- ・ 低所得者

(具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくなる等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

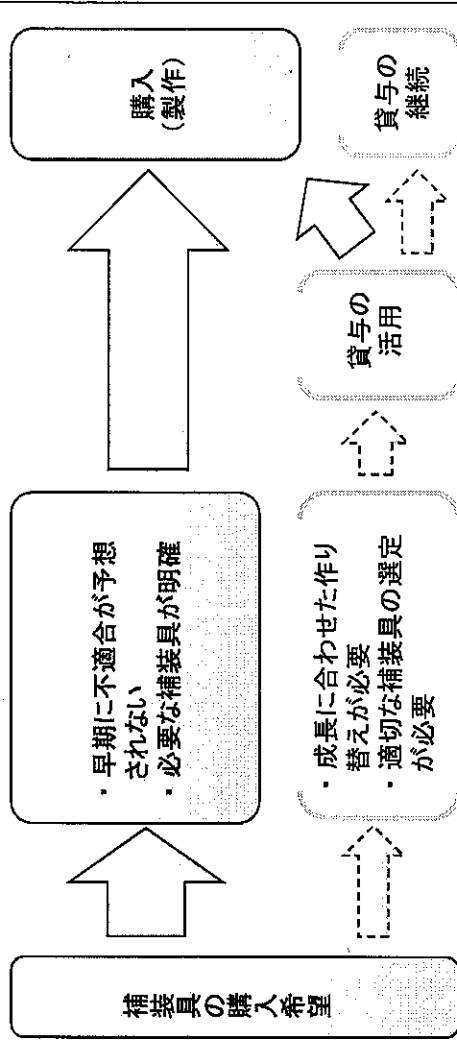
具体的内容

貸与が適切と考えられる場合（例）

- 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児
- 障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの
- 仮合わせ前の試用

※ 上記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討。

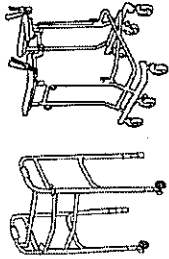
※ 身体への適合を図るための製作が必要なもの等については、貸与になじまないものと考えられる。



< 貸与の活用があり得る種目（例） >

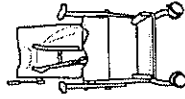
【歩行器】

歩行機能を補うため、移動時に体重を支える器具



【座位保持椅子】

姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用



※対象種目については、今後検討。

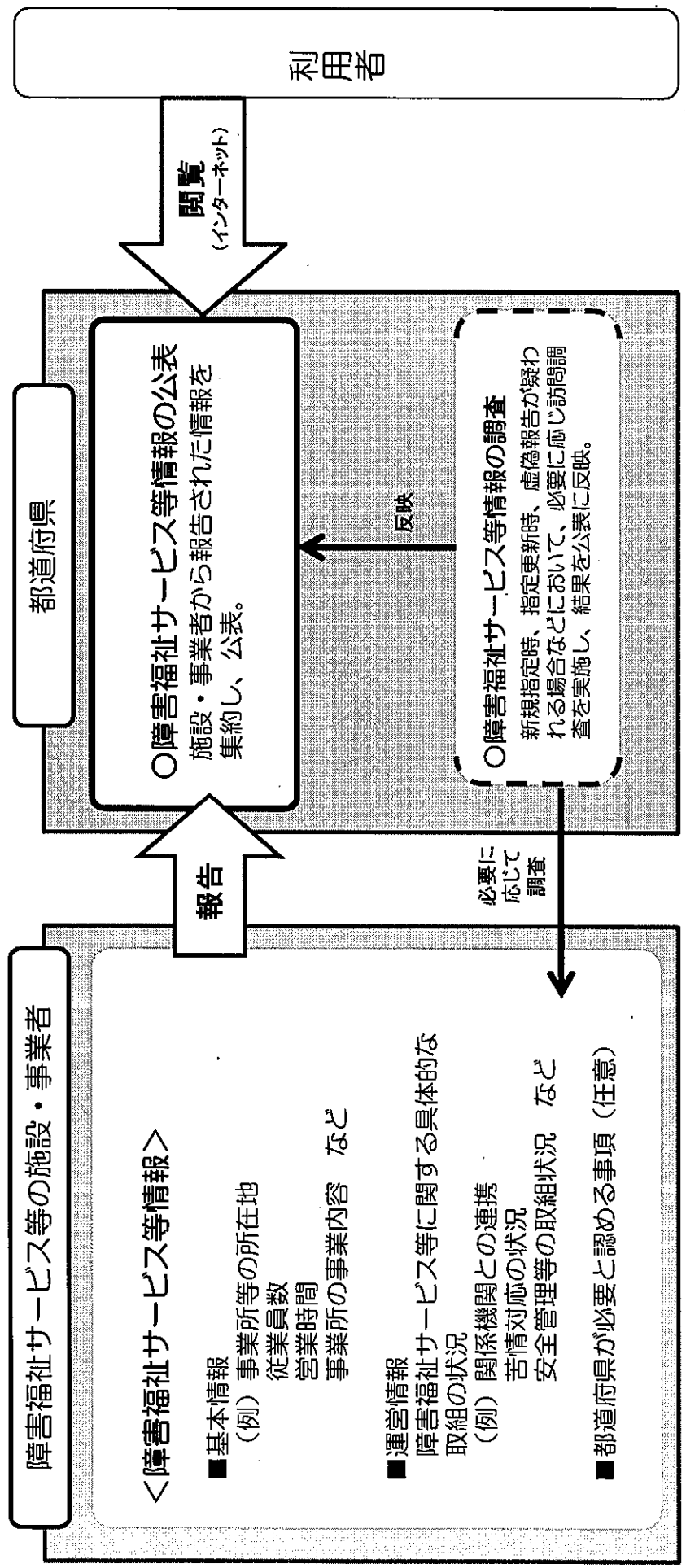
障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

○ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようになるとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所

○ このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。

※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



自治体による調査事務・審査事務の効率化

○ 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービス等の事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。

※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所

※利用者数：平成22年4月 570,499人 → 平成27年4月 906,504人

○ このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定を整備する。

①調査事務の効率化

○ 自治体の事務のうち、公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等について、これらの事務を適切に実施することができるものとして都道府県知事が指定する民間法人に対し、業務委託を可能とする。

※ 介護保険制度では、既に同様の制度が導入されている。

指導監査事務

- ① 立入検査・命令・質問の対象者の選定
- ② 立入検査
- ③ 報告・物件提示の命令
- ④ 質問や文書提出の依頼

引き継ぎ
自治体が
実施

指定事務受託法人 (都道府県知事が指定)

事務処理能力や役職員の構成等を踏まえ、文書提出の依頼や質問等の事務を適切かつ公正に実施可能な法人

業務委託を
可能とする

②審査事務の効率化

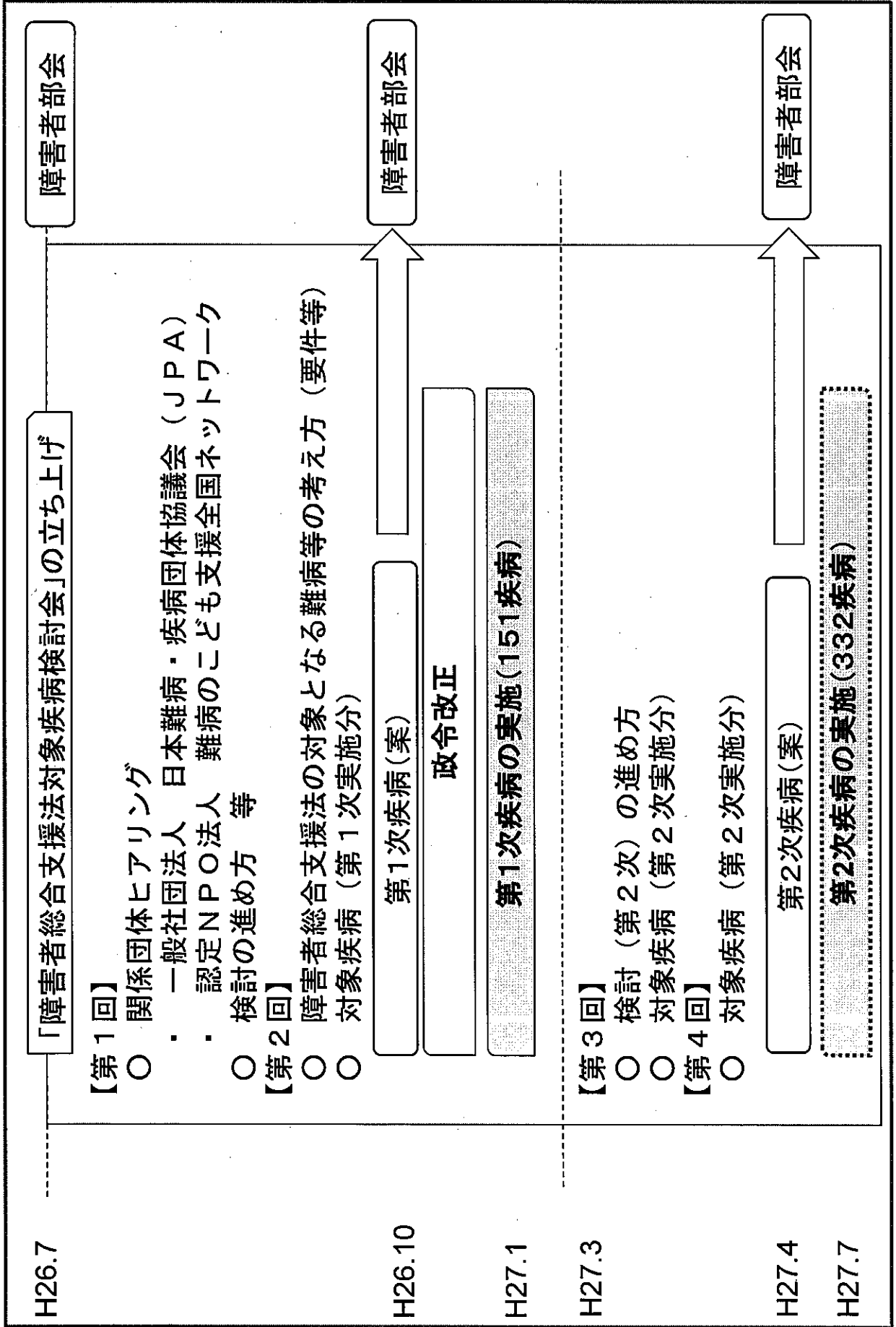
○ 市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができることとする。

※ 現在、国保連では、「支払」を行う際に、必要な「点検」も併せて行っているが、今後、点検項目の精緻化等を図ることにより、審査として効果的・効率的に実施できるようにすることを検討。

(2) 障害者総合支援法の対象疾病(難病等)の見直しについて

- 障害者総合支援法の対象疾病(難病等)については、難病の患者に対する医療等に関する法律および児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴う指定難病の検討等を踏まえ、「障害者総合支援法対象疾病検討会」において疾病の要件及び対象疾病の検討を行い、第一次対象疾病がこれまでの130疾病から151疾病に拡大(平成27年1月1日施行)。
- 平成27年3月に、同検討会において第二次対象疾病の検討を行い、平成27年7月より、対象疾病を151疾病から332疾病に拡大したところ。
- 今後も対象となる方が必要な障害福祉サービス等を受けることのできるよう、対象疾病が拡大したことなど制度の周知に加え、障害者手帳に該当する状態であれば手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応や障害担当部局と医療担当部局、就労担当部局との連携について、引き続きお願いしたい。
- また、難病患者等に対する障害支援区分の認定調査等に際して、認定業務に携わる者向けに留意点を整理した「難病患者等に対する認定マニュアル」(平成27年9月改訂版)を配布していることから、管内市町村に加え、関係機関等に周知いただくとともに、本マニュアルを活用した研修会を開催するなど、区分認定の適切な実施に向けた取組についてご協力をお願いしたい。

検討の経過



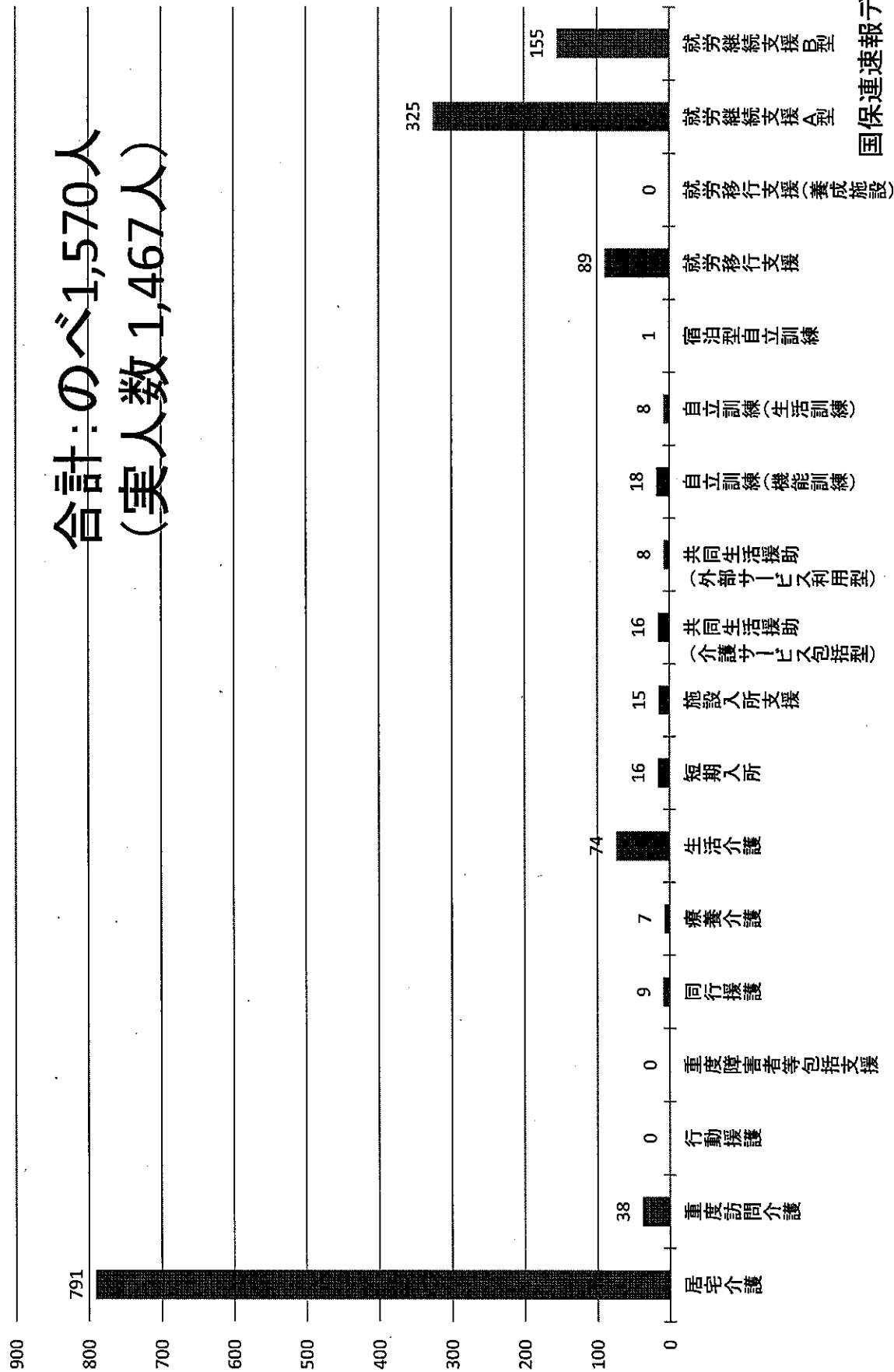
障害者総合支援法の対象疾病の要件

指定難病（医療費助成の対象となる難病）の基準を踏まえつつ、障害者総合支援法の対象となる難病等の要件は以下の通りとされている。

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
① 発病の機構が明らかでない	<u>要件としない</u>
② 治療方法が確立していない	要件とする
③ 患者数が人口の0.1%程度に達しない	<u>要件としない</u>
④ 長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤ 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

※他の施策体系が樹立している疾病を除く。
 ※疾病の「重症度」は勘案しない。

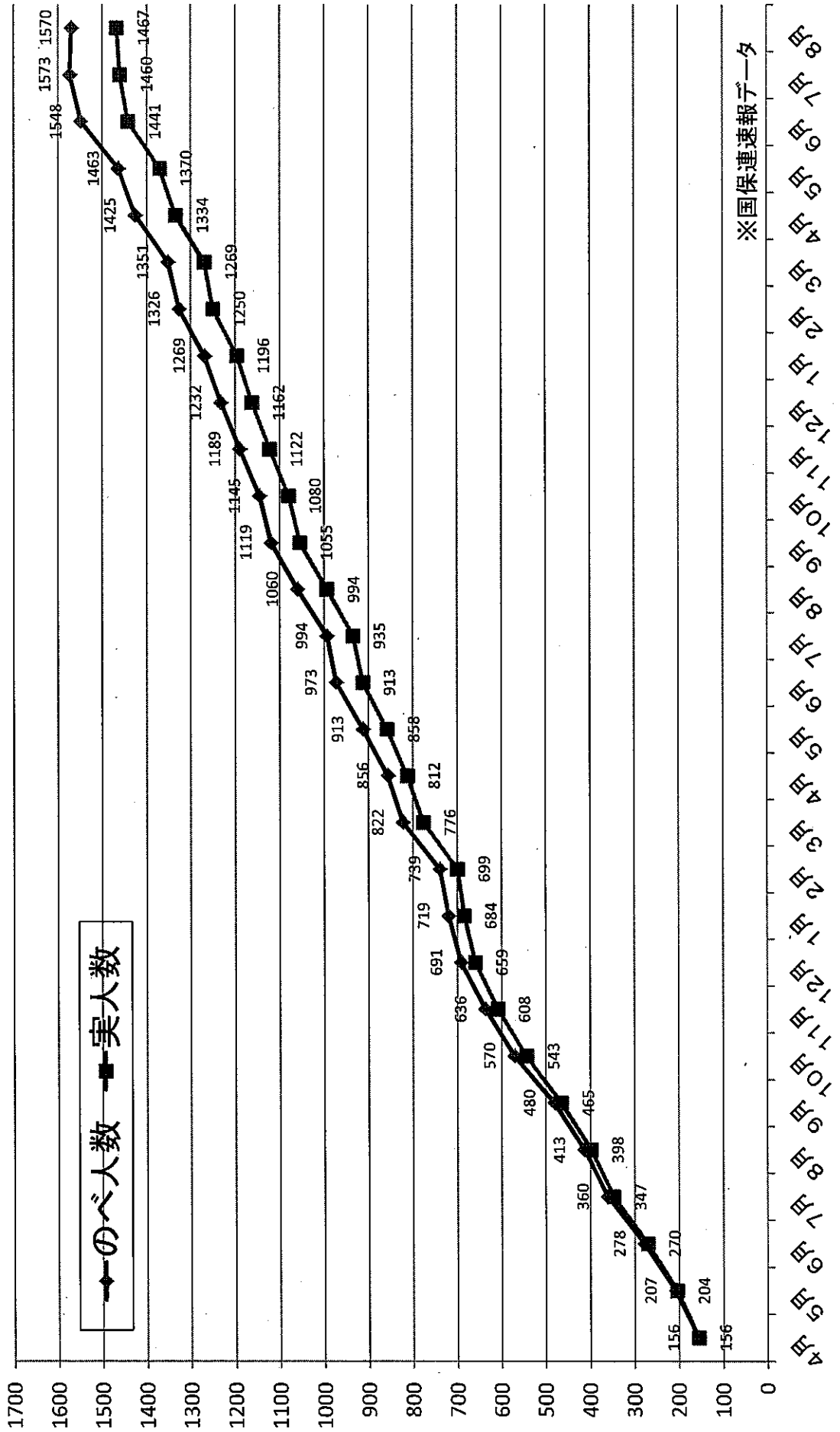
難病患者等の障害福祉サービス利用状況 (平成27年8月)



難病患者等の障害福祉サービス利用状況の推移

(平成25年4月～平成27年8月)

(人)



※国保連速報データ

平成25年度

平成26年度

平成27年度

(3) 肝臓機能障害の認定基準の見直しについて

- 平成22年4月より身体障害認定の対象となった肝臓機能障害について「現行の認定基準(チャイルド・ピュア分類「C」)は厳しすぎ、分類「B」の患者であっても、日常生活の制限が長期間続いている実態がある」との患者団体からの意見を踏まえ、平成26年度の厚生労働科学研究にて症例調査を実施した。
- 平成27年5月、研究結果を踏まえて検討を行うため「肝臓機能障害の認定基準に関する検討会」を開催し、第4回(9月29日)同検討会において「チャイルド・ピュア分類Bの患者も認定対象とする等の見直しを行うことが適当」を基本的な考え方としたとりまとめを行い、本とりまとめを踏まえた見直し案については、12月9日開催の疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において了承されたところである。
- 見直しの内容については、平成28年1月下旬に各都道府県等に関係通知を発出する予定であるが、平成28年4月からの円滑な施行に向けて、指定医への周知等について、遺漏がないようお願いしたい。

(5) 居宅介護(家事援助)の適切な実施について

- 居宅介護については、社会保障審議会障害者部会等において、実質的に相談目的で利用されている事例があるとの指摘がある。
- このため、居宅介護(家事援助)の適切な支給決定に資するよう、市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意事項について以下の方向でとりまとめられているので、各都道府県におかれては、管内市町村等に対し、周知徹底を図るなど特段のご配慮をお願いしたい。

<市町村における留意事項>

- 市町村は、
 - ・ 相談支援事業所から支給決定に係る「サービス等利用計画案」が提出された際に、同居人の有無や障害支援区分の低い利用者(区分1・区分2)の家事援助のみの長時間利用(調理、洗濯、掃除等で概ね1時間以上)の状況等について確認し、必要に応じて相談支援事業所や居宅介護事業所に対し照会の上、適切な支給量とするとともに、
 - ・ 定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認し、必要に応じて支給量の適正化を行うなど適切なサービス利用に努めること。

<相談支援事業所における留意事項>

- 相談支援事業所は、
 - ・ 「サービス等利用計画案」作成時に、利用者から家事援助の長時間利用の申し出があった場合は、その具体的な理由を確認し、例えば日常の相談支援を目的としている場合は、家事援助によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めることなど、適切に計画案を作成するとともに、
 - ・ モニタリング時に居宅に訪問した際に、家族等同居人の状況やサービスの具体的な利用状況等を確認し、必要に応じて居宅介護事業所に対し利用状況について照会の上、サービス等利用計画の修正を行う等、適切なサービス利用に努めること。

<居宅介護事業所における留意事項>

- 居宅介護事業所は、利用者が家族等と同居している場合や長時間の家事援助を利用している場合は、サービス担当者会議等においてこれらの状況を報告し、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス利用に努めること。

(6) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

【平成26年度の障害者虐待に関する調査結果について】

○ 平成27年12月22日に公表した平成26年度の障害者虐待に関する調査結果では、昨年度と比較して相談・通報件数は全体的に減少している。一方、虐待があった施設の従事者や設置者・管理者による相談・通報件数は昨年度比で24%増加している。

○ 虐待判断件数については、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が18%増加し、311件である。

参考：「平成26年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107538.html>)

【障害者福祉施設従事者等による通報義務の徹底等について】

○ 本年度、虐待通報した職員に対して損害賠償請求が行われる事案が発生している。仮に、適切に通報した者に対して通報したことを理由に損害賠償請求を行うとすれば、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものである。

○ 都道府県においては、通報義務の徹底を図るため、施設管理者等に対して適切に虐待通報を行うおとすとす、又は行った職員等への不利益な取扱いがなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について様々な機会を活用して周知徹底を図るとともに、施設・事業所管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図りたい。

平成26年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)
 →平成26年4月1日～平成27年3月31日までの1年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			虐待が 認められた 事業所数	(参考)都道府県労働局の対応
市区町村等への 相談・通報件数	4,458件 (4,635件)	1,746件 (1,860件)	664件 (628件)	299事業所 (253事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	1,666件 (1,764件)	311件 (263件)	/	被虐待者数
被虐待者数	1,695人 (1,811人)	525人 (455人)		483人 (393人)

【調査結果(全体像)】

- ・虐待判断件数については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに市区町村が虐待と判断した事例を集計したものの。
- ・カッコ内については、前回調査(平成25年4月1日から平成26年3月31日)のもの。
- ・都道府県労働局の対応については、平成27年8月27日大臣官房地方課企画室のデータを引用。

(1) 障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

障害者基本法
第4条

基本原則
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定*
- 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

* 地方の策定は努力義務

実効性の確保

● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の概要 【H27.2.24閣議決定】

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

- 1 法制定の背景
- 2 基本的な考え方

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

- 1 法の対象範囲
 - (1) 障害者
 - (2) 事業者
 - (3) 対象分野（雇用分野は障害者雇用促進法）
- 2 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

障害者に対し、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービス、各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止

(2) 正当な理由の判断の視点

客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしやむを得ない場合は、正当な理由に相当

個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）、行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み総合的・客観的に判断

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

個々の場面で、障害者からの意思表明があった場合に、社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な取組で、実施に伴う負担が過重でないもの多様かつ個別性の高いものであり、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で提供されるもの技術の進展、社会的情勢の変化等に応じて内容が変わりうるもの

(2) 過重な負担の基本的な考え方

事務・事業への影響への程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況などを考慮し、総合的・客観的に判断

第3、4 行政機関等／事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

- 1 基本的な考え方
- 2 対応要領／対応指針
対応要領：当該機関における職員の取り組み要領
(国、独立行政法人等) ※地方公共団体は努力義務
対応指針：事業者向けの指針 (主務大臣)
<記載事項>
 - 趣旨 ○不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
 - 具体的事例 ○相談体制の整備 ○研修・啓発
 - 国の行政機関（主務大臣）における相談窓口

3 主務大臣による行政措置

行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行う

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要な事項

- 1 環境の整備
- 2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
- 3 啓発活動
 - (1) 行政機関等における職員に対する研修
 - (2) 事業者における研修
 - (3) 地域住民等に対する啓発活動
- 4 障害者差別解消支援地域協議会
 - (1) 趣旨
 - (2) 期待される役割
適切な相談窓口機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、構成機関等による調停・斡旋等の紛争解決、複数機関による対応等
- 5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項
 - (1) 情報の収集、整理及び提供
 - (2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

■ 対応要領・対応指針の策定

《障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）》

【政府全体】

差別の解消の推進に関する基本方針

政府全体の方針として策定
【H27.2.24閣議決定】



【厚生労働省】

対応要領

当該機関における職員の取組に関する要領

- 厚生労働省（人事課） ○中央労働委員会
- 厚労省所管独立行政法人等 18法人

対応指針

事業者向けに事業分野別の指針（ガイドライン）

- 福祉事業者向けガイドライン
- 医療関係事業者向けガイドライン
- 衛生事業者向けガイドライン
- 社会保険労務士の業務を行う事業者向けガイドライン

＜厚生労働省対応要領・対応指針掲載URL＞

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi/kaigo/shougaisahukushi/sabetsu_kaisho/index.html

＜各省庁対応要領・対応指針掲載URL＞

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioyoryo.html>

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

■ 福祉事業者向けガイドラインの概要<3>

福祉事業者向けガイドラインの特色

(2) 障害特性に応じた具体的対応例(コラム)を記載

～抄～

アンケートも多様な方法で(視覚障害)

アンケートを取る際に、印刷物だけを配布してしまいました。すると、視覚障害の方から、電子データでほしいと要望がありました。電子データであればパソコンの読み上げソフトを利用して回答できるからとのことでした。

紙媒体という画一的な方法ではなく、テキストデータでアンケートを送信し、メールで回答を受け取るという方法をとることで、視覚障害の方にもアンケートに答えてもらえるようになりました。

作業能力を発揮するための工夫(知的障害)

Aさんは、作業能力はあるけれど、不安が強くなると本来の作業能力が発揮できなくなってしまう。Aさんの担当は清掃作業。1フロアを一人で担当するように任されていたが、広い範囲を一人で任されることに不安を感じ、本来の作業能力を発揮できずミスが増えていました。

作業量は変わらずに2フロアを2人で担当する様にしたところ、Aさんの不安が減少し、本来の能力を発揮できるようになり、ミスも減りました。

建物の段差が障壁に(肢体不自由)

車椅子を使用している身体障害者(1級)Aさんが、外出中、建物に入ろうとすると大きな段差があり立ち往生してしまいました。

スタッフに協力をお願いしてみると、段差を車椅子で乗り越える手伝いを申し出てくれました。介助のお陰で、無事に建物に入ることができました。

個別の対応で理解が容易に(発達障害)

発達障害のBさんは、利用者全体に向けた説明を聞いても、理解できないことがしばしばあります。そのため、ルールや変更事項等が伝わらないことでトラブルになってしまいうちも多々ありました。

そこで、Bさんには、全体での説明の他に個別に時間を取り、正面に座り文字やイラストにして直接伝えるようにしたり、様々な説明が理解できるようになり、トラブルが減るようになりました。

(3) 関連情報をコラムで紹介

○障害者虐待防止法 ○発達障害者支援法 ○身体障害者補助犬 ○障害者に関するマーク

○児童虐待防止法 ○高齢者虐待防止法 等

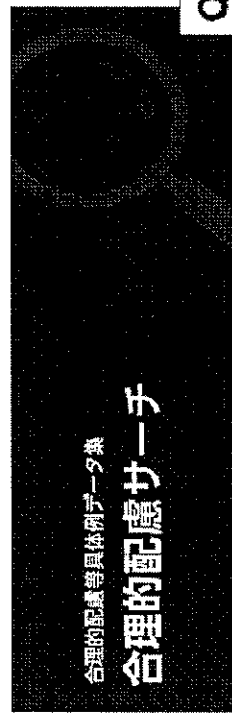
＜参考：内閣府資料＞ 「合理的配慮サーチ」(合理的配慮等具体例データ集)について

障害者差別解消法は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。(事業者は努力義務。)

具体的に、どのような場合が「不当な差別的取扱い」に当たるのかは、具体的場面・状況に応じて異なります。また、「合理的配慮」として何をすればよいのかは、障害の特性や具体的場面・状況に応じて、多様かつ個別性の高いものです。

このため、内閣府では、具体例を収集・整理し、国民の皆様にご活用いただくための「合理的配慮等具体例データ集『合理的配慮サーチ』」を立ち上げることとしています。利用者のニーズに応じた情報提供ができるよう、検索機能のほか、障害種別ごと、生活の場面ごとに具体例を一覧できる仕組みを構築しました。

合理的配慮の概念は、未だ社会に定着しているとは言えず、現時点で掲載できる具体例は少数にとどまります。「建設的対話」を通じた「合理的配慮」の取組を、広く社会で共有し、浸透させることが重要です。今後、法の施行とも相まって、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていく予定です。



検索

合理的配慮サーチ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

障害種別ごとの障害特性に応じた対応

知的障害

〔主な対応〕

- ・言葉による説明などを理解しにくいいため、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく話すことが必要
- ・文書は、漢字を少なくしてルビを振る、文書をわかりやすい表現に直すなどの配慮で理解しやすくなる場合があるが、一人ひとりの障害の特性により異なる
- ・写真、絵、ピクトグラムなどわかりやすい情報提供を工夫する
- ・説明が分からないときに提示するカードを用意したり、本人をよく知る支援者が同席するなど、理解しやすくなる環境を工夫をする

発達障害

○自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫（「○○をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容や図・イラストなどを使って説明するなど）
- ・スモールステップによる支援（手順を示す、モデルを見せる、体験練習をする、新しく挑戦する部分は少しずつにするなど）
- ・感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う（イヤーマフを活用する、大声で説明せずホワイトボードで内容を伝える、人とぶつからないように居場所を衝立などで区切る、クーラー等の設備のある部屋を利用できるように配慮するなど）

○学習障害（限局性学習障害）

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする（ICTを活用する際は、文字を大きくしたり行間を空けるなど、読みやすくなるように工夫する）
- ・苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減する、柔軟な評価をする

○注意欠陥多動性障害（注意欠如・多動性障害）

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く

- ・短く、はっきりとした言い方で伝える
- ・気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルール提示などの配慮
- ・ストレスケア（傷つき体験への寄り添い、適応行動が出来たことへのこまめな評価）

○その他の発達障害

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・叱ったり拒否的な態度を取ったり、笑ったり、ひやかしたりしない
- ・日常的な行動の一つとして受け止め、時間をかけて待つ、苦手なことに無理に取組まず出来ることで活躍する環境を作るなど、楽に過ごせる方法を一緒に考える

精神障害

○統合失調症

〔主な対応〕

- ・統合失調症は脳の病気であることを理解し、病気について正しい知識を学ぶ必要がある
- ・薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- ・社会との接点を保つことも治療となるため、本人が病気と付き合いながら、他人と交流したり、仕事に就くことを見守る
- ・一方で、ストレスや環境の変化に弱いことを理解し、配慮した対応を心掛ける
- ・一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理してゆっくり具体的に伝えることを心掛ける
- ・症状が強い時には無理をさせず、しっかりと休養をとったり、速やかに主治医を受診することなどを促す

○気分障害

〔主な対応〕

- ・専門家の診察の上で、家族や本人、周囲の人が病気について理解する
- ・薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- ・うつ状態の時は無理をさせず、しっかりと休養をとれるよう配慮する
- ・躁状態の時は、金銭の管理、安全の管理などに気を付け、対応が難しい時には専門家に相談する
- ・自分を傷つけてしまったり、自殺に至ることもあるため、自殺などを疑わせるような言動があった場合には、本人の安全に配慮した上で、速やかに専門家に相談するよう本人や家族等に促す

■ 障害特性に応じた具体的対応例

作業能力を発揮するための工夫（知的障害①）

Aさんは、作業能力はあるけれど、不安が強くなると本来の作業能力が発揮できなくなってしまいます。Aさんの担当は清掃作業。1フロアを一人で担当するように任されていたが、広い範囲を一人で任されることに不安を感じ、本来の作業能力を発揮できずミスが増えていました。

作業量を変えずに2フロアを2人で担当する様にしたところ、Aさんの不安が減少し、本来の能力を発揮できるようになり、ミスも減りました。

対人コミュニケーションに困難を抱える若者の就労支援（知的障害②）

Bさんは、高校を中退後、一時アルバイトを経験したものの、すぐに辞めてしまったからは就労から遠ざかった生活を続けていました。軽度の知的障害が疑われ、対人コミュニケーションに課題を抱えるBさんは、以前、アルバイト先の上司から強く叱責を受けたことで、すっかり自信と意欲を失っていたのです。

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関は、すべての書類にルビを振り、また、Bさんが理解するまで繰り返し丁寧な説明を行うなど、Bさんの社会参加に向けて粘り強い支援を行いました。並行して、就労支援員がBさんの特性に理解のある職場の開拓をすすめました。その結果、アルバイト経験があり、本人の関心の高い飲食業界において、就労訓練事業として週3日、3時間程度の就労から始めることになりました。現在も、自立相談支援機関がBさん本人と就労先双方へのフォローを行いながら就労の継続を支援しています。

コミュニケーション支援機器を用いた就労訓練（発達障害①）

発達障害のAさんは、就労訓練サービスを利用しています。挨拶、作業の終了時、作業中に必要と思われる会話（「おはようございます」「さようなら」「仕事が終わりました」「袋を持ってきてください」「紐を取ってください」「トイレへ行ってきます」「いらっしゃいませ」「100円です」等）をVOCA（会話補助装置）に録音し、伝えたいメッセージのシンボル（絵・写真・文字）を押してコミュニケーションをとるようにしたことで作業に集中することができ、休みなく事業所へ通う事ができるようになりました。

個別の対応で理解が容易に（発達障害②）

発達障害のBさんは、利用者全体に向けた説明を聞いても、理解できないことがしばしばある方です。そのため、ルールや変更事項等が伝わらないことでトラ

ブルになってしまうことも多々ありました。

そこで、Bさんには、全体での説明の他に個別に時間を取り、正面に座り文字やイラストにして直接伝えるようにしたら、様々な説明が理解できるようになり、トラブルが減るようになりました。

本人が安心して過ごすための事前説明（発達障害③）

発達障害のCさんは、就労継続支援事業を利用していますが、広い作業室の中で職員を見つけることが出来ない方でした。職員に連絡したくても連絡できず、作業の中で解らないことや聞きたいことがあってもそれが聞けず、不安や混乱が高まっていました。

そこで、来所時にあらかじめCさんに職員の場所を図で示したり、現地を確認する、ユニフォームの違いを伝えるなど、職員をみつけるための手がかりを知らせておくようにしたら、Cさんは安心して作業に集中できるようになりました。

苦手なことに対しては、事前のサポート（発達障害④）

発達障害のDさんは文字の読み書きが苦手であり、様々な手続きの際、書類の記入欄を間違えたり、誤字を書いてしまったりして、何回も書き直さなければなりませんでした。

そこで、Dさんの相談を受けている職員は、「記入欄に鉛筆で丸をつけたり付箋を貼って示す」「書類のモデルを作成して示す」「職員が鉛筆で下書きする」などを試したところ、書類作成を失敗する回数が少なくなりました。

薬が効くまでの時間をもらえると（精神障害）

Aさんは、精神障害当事者としての経験を活かして、福祉サービス事業所でピアサポーターとして活動しています。しかし、月に一度位は幻聴が出現することがあり、Aさんは活動に支障が出ることをとても心配していました。職員に相談すると、「普段はどうしているのですか？」と質問され、Aさんは頓服薬を飲んで1時間位静養すると治まってくると説明しました。すると、「ご自分で対処できるならそうして下さい」「症状があっても、工夫をしながら活動を続けられるといいですね」「他の利用者の励みになるのだから気にする必要はないと思います」と言われて、幻聴が出た時は頓服が効くまで静養できることになりました。

その後、Aさんは、ピアサポーターとして自信を持ちながら、安心して活動を続けています。

基準条例の制定の概要について（障害者総合支援法関係）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法及び第2次一括法）等の施行により、従来、国の省令で定められていた障害福祉サービスや障害者支援施設等に関する基準について、県条例により基準を定めることとなった。これを受け、県では、次のとおり6条例を制定した（平成25年4月1日施行）。

1 基準を定める条例

- ① 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
- ② 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
- ③ 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例
- ④ 障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例
- ⑤ 地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例
- ⑥ 福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく」が上に付く。

2 独自基準の概要

●防災・非常災害対策

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

（非常災害対策）

第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知しなければならない。

3 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

4 指定療養介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 指定療養介護事業者は、非常災害時において、障害者、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

<基準設定の理由>

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から災害の態様ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うことを義務付ける。

施設の火災等においては、施設職員だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、関係自治体、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にし、緊急時の応援・協力体制を確保することを努力義務とする。

また、災害時要援護者の支援を行うため、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等は受入れや支援に配慮することを努力義務とする。

●虐待防止

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(第36条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

八 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項

<基準設定の理由>

虐待の早期発見及び問題解決のため、県や市町村等が行う調査に協力することを求める。

●食事(地産地消)

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

(食事)

第88条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無について説明を行うとともに、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

5 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

<基準設定の理由>

食の安全や食育、地場製品の消費拡大の観点から、季節感のある食事の提供を行うとともに、食事の地産地消に配慮することを努力義務とする。

●社会生活への配慮

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

(その他のサービスの提供)

第65条 指定療養介護事業者は、利用者からの要望を考慮し、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めなければならない。

<基準設定の理由>

充実した日常生活につながるよう、利用者の個々の趣味や嗜好に配慮したレクリエーション行事を行うなど、幅広い取組を行うことを努力義務とする。

●成年後見制度の活用

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(その他のサービスの提供)

第65条

- 3 指定療養介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用できるように配慮しなければならない。

<基準設定の理由>

適正な契約手続等の支援の促進を図るため、成年後見制度の活用に配慮する。

●情報開示

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(記録の整備等)

- 第43条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、利用者又はその家族から当該利用者に係る前項の記録の開示を求められた場合は、当該利用者の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

<基準設定の理由>

利用者等への正確な情報提供を行うため、積極的に情報開示を行うことを努力義務とする。

●工賃の向上

地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例
(工賃の支払等)

- 第13条 地域活動支援センターは、生産活動に従事する者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、前項の工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

<基準設定の理由>

利用者が自立した日常生活等を営むことを支援するため、工賃の水準を高めることを努力義務とする。(①～④については、国の省令に同様の規定あり)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（案）」について

1. 改正法令

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
- ・ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号）

2. 改正の概要

現在、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令第 4 条に基づき指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供している障害者に対する通いサービス（以下「特区サービス」という。）について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく基準該当自立訓練として全国展開するため、所要の改正を行う。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正【第 1 条関係】

特区サービスを障害者総合支援法に基づく基準該当自立訓練として全国展開するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に、新たに「指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例」に係る基準を規定する。

具体的には、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）において障害者に対し通いサービスを提供した場合に、当該通いサービスを基準該当自立訓練とみなすこと、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用定員について、現行の小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所における通いサービスの利用定員の範囲内とすること等を規定する。

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正【第2条関係】

現行の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件における登録定員及び通いサービスの利用定員に、基準該当自立訓練とみなされる通いサービスを利用する障害者の数を含めること等を規定する。

(3) 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正【第3条関係】

基準該当自立訓練に係る特例の規定を削除する。

3. 施行日

平成 28 年 4 月 1 日（予定）

4. 根拠法令

- ・ 障害者総合支援法第 30 条第 2 項
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 4 第 2 項
- ・ 構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 34 条

平成26年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する指定及び指導等の状況

		都道府県市名																	岡山県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
是正改善指導事項		居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援事業所	行動援事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援事業所	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)事業所	自立訓練(生活訓練)事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援(A型)事業所	就労継続支援(B型)事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後デイサービス事業所	保育所訪問支援事業所	福祉障害児入施設	医療型障害児入施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1 指定等の状況																										前年度末現在の指定事業所等数(A)		100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	当該年度(平成26年度)の指定状況(B)	指 定(a)	5	5	1			7	4					1	6	6	6	3	2	11		14	2			更 新	9	8			1	5	2		1			1		4	2									廃 止(b)	5	5	1									1	1		1	1	1	1		1				辞 退 等(c)																									取 消(d)	1	1																							期間を定めての効力停止																										平成26年度末の指定事業所等数(A)+(B)		99	76	31	10	2	69	38	0	27	1	5	9	37	74	47	24	22	68	2	65	6	1	1	2 指導及び監査の状況																										事業所等数		100	77	31	10	2	62	34	0	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1	1	実施数	82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4			実施率(%)	82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1		実施数	32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1			実施率(%)	32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11			
前年度末現在の指定事業所等数(A)		100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	当該年度(平成26年度)の指定状況(B)	指 定(a)	5	5	1			7	4					1	6	6	6	3	2	11		14	2			更 新		9	8			1	5	2		1			1		4	2									廃 止(b)	5	5	1									1	1		1	1	1	1		1				辞 退 等(c)																									取 消(d)	1	1																							期間を定めての効力停止																										平成26年度末の指定事業所等数(A)+(B)		99	76	31	10	2	69	38	0	27	1	5	9	37	74	47	24	22	68	2	65	6	1	1	2 指導及び監査の状況																										事業所等数		100	77	31	10	2	62	34	0	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1	1		実施数	82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4			実施率(%)	82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1			実施数	32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1			実施率(%)	32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																										
当該年度(平成26年度)の指定状況(B)	指 定(a)	5	5	1			7	4					1	6	6	6	3	2	11		14	2				更 新	9	8			1	5	2		1			1		4	2									廃 止(b)		5	5	1									1	1		1	1	1	1		1				辞 退 等(c)																									取 消(d)	1	1																							期間を定めての効力停止																										平成26年度末の指定事業所等数(A)+(B)		99	76	31	10	2	69	38	0	27	1	5	9	37	74	47	24	22	68	2	65	6	1	1	2 指導及び監査の状況																										事業所等数		100	77	31	10	2	62	34	0	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1		1	実施数	82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4				実施率(%)	82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1		1		実施数	32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26		1			実施率(%)	32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																
	更 新	9	8			1	5	2		1			1		4	2										廃 止(b)	5	5	1									1	1		1	1	1	1		1				辞 退 等(c)																										取 消(d)	1	1																							期間を定めての効力停止																										平成26年度末の指定事業所等数(A)+(B)		99	76	31	10	2	69	38	0	27	1	5	9	37	74	47	24	22	68	2	65	6	1	1	2 指導及び監査の状況																										事業所等数		100	77	31	10	2	62	34	0	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1		1	実施数	82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4				実施率(%)	82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1			実施数	32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26		1			実施率(%)	32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																								
	廃 止(b)	5	5	1									1	1		1	1	1	1		1					辞 退 等(c)																										取 消(d)	1	1																							期間を定めての効力停止																										平成26年度末の指定事業所等数(A)+(B)		99	76	31	10	2	69	38	0	27	1	5	9	37	74	47	24	22	68	2	65	6	1	1	2 指導及び監査の状況																										事業所等数		100	77	31	10	2	62	34	0	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1		1	実施数	82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4				実施率(%)	82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1			実施数	32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1				実施率(%)	32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																
	辞 退 等(c)																										取 消(d)	1	1																							期間を定めての効力停止																										平成26年度末の指定事業所等数(A)+(B)		99	76	31	10	2	69	38	0	27	1	5	9	37	74	47	24	22	68	2	65	6	1	1	2 指導及び監査の状況																										事業所等数		100	77	31	10	2	62	34	0	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1	1		実施数	82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4				実施率(%)	82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1			実施数	32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1				実施率(%)	32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																									
	取 消(d)	1	1																							期間を定めての効力停止																										平成26年度末の指定事業所等数(A)+(B)		99	76	31	10	2	69	38	0	27	1	5	9	37	74	47	24	22	68	2	65	6	1	1	2 指導及び監査の状況																										事業所等数		100	77	31	10	2	62	34	0	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1	1	実施数		82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4			実施率(%)		82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1		実施数		32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1			実施率(%)		32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																			
期間を定めての効力停止																										平成26年度末の指定事業所等数(A)+(B)		99	76	31	10	2	69	38	0	27	1	5	9	37	74	47	24	22	68	2	65	6	1	1	2 指導及び監査の状況																										事業所等数		100	77	31	10	2	62	34	0	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1	1	実施数		82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4			実施率(%)	82%		78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1		実施数		32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1			実施率(%)	32%		34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																													
平成26年度末の指定事業所等数(A)+(B)		99	76	31	10	2	69	38	0	27	1	5	9	37	74	47	24	22	68	2	65	6	1	1	2 指導及び監査の状況																										事業所等数		100	77	31	10	2	62	34	0	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1	1	実施数		82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4			実施率(%)	82%		78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1		実施数		32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1			実施率(%)	32%		34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																							
2 指導及び監査の状況																										事業所等数		100	77	31	10	2	62	34	0	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1	1		実施数	82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4			実施率(%)		82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1			実施数	32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1			実施率(%)		32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																
事業所等数		100	77	31	10	2	62	34	0	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1	1	実施数		82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4			実施率(%)		82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1		実施数		32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1			実施率(%)		32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																										
集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34		27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1	1		実施数	82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4			実施率(%)		82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1			実施数	32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1			実施率(%)		32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	実施数	82	60	27	6		50	25		21		3	9	31	50	32			37	1	28	4				実施率(%)	82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1			実施数	32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1				実施率(%)	32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	実施率(%)	82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%		78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%	実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1			実施数	32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1				実施率(%)	32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14		15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1			実施数	32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1				実施率(%)	32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	実施数	32	26	13	3	1	12	12		13			2	14	27	15	7	7	23		26	1				実施率(%)	32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	実施率(%)	32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%		48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%	監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
監 査	実施数	1	1																						3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況																										第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
第1 基本方針・一般原則		2	2				1			1				2	3				12		11	1			第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	()	()	(2)	(1)	()	(1)	()	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	()	(1)	(7)	()	(7)	()	()	()	1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1		1			1	2	4				5		4				2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者													1	1							1				3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3 管理者																			1	2	2				4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4 利用者数の算定														1	1										5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5 職務の専従														1											6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6 従たる事業所設置の場合の特例																									7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7 訪問による指定自立訓練																									第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第3 設備に関する基準										1				1					1						第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	()	(12)	()	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	()	(26)	(1)	()	()	1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4		10			1	12	13	10	3	3	20		18	1			2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7				1	1	7		10			3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3 提供拒否の禁止																									4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5 サービス提供困難時の対応																									6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
8 心身の状況等の把握		1	1																						9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1					1		1				10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10 身分を証する書類の携行		2	1															1	1				1		11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4		6			1	7	14	8	2	2	10		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

是正改善指導事項	事業所																							
	居宅介護事業所	重度介護事業所	同援事業所	行動援事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度者等包括支援事業所	障害支援施設	自立訓練(機能訓練)事業所	自立訓練(生活訓練)事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援(A型)事業所	就労継続支援(B型)事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定住支援事業所	児童発達支援事業所	児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	課外活動支援事業所	福祉型介護施設	障害型介護施設	
12 利用定員																								
13 開始及び終了(入退居)・居住地変更への対応																								
14 入退所(居)の記録の記載等							1								4									
15 指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等															2			1		1				
16 利用者負担額等の受領	2					1		2				1	1	2			3		5					
17 利用者負担額に係る管理												1					1		1					
18 給付費等の額に係る通知等	4	3	1	1		3					1	4	4	2	1	1	1		2					
19 取扱方針																				1				
20 計画の作成(書類の交付)	7	2	1		1	5		6			2	6	19	7	3	3	8		9					
21 サービス提供(児童発達支援管理)責任者の責務	4	1	1			4		4			1	1	9	3										
22 管理者の責務(管理者による管理等)												2				1								
23 同居家族に対するサービス提供の禁止																								
24 (その他の)サービスの提供							1																	
25 検討等																								
26 相談及び援助																								
27 (機能)訓練・指導等																								
28 雇用契約の締結等												3												
29 看護・介護・家事等																								
30 生産活動・就労												1	4											
31 工賃の支払・賃金											1	2	17											
32 実習の実施													1											
33 求職活動の支援等																								
34 職場への定着のための支援											1		2											
35 就職状況の報告																								
36 利用者及び従業者以外の者の雇用												1												
37 社会生活上の便宜の供与等																								
38 地域生活移行のための支援																								
39 食 事													1					1						
40 実施主体																								
41 事業所の体制・支援体制の確保																								
42 障害福祉サービスの提供に係る基準																								
43 健康管理												3						1						
44 緊急時等の対応						1					1	3	2	1				3		3				
45 入院期間中の取扱い																								
46 支給決定障害者等に関する市町村への通知	1	1					1				1	1	4		2	2	1		2					
47 運営規程	13	9	3	1		4		1			1	3	11	5	5	5	3		4					
48 介護等の総合的な提供																								
49 勤務体制の確保等	3	2							1			1	3	1			3		3					
50 定員の遵守						2		2				4	2				13		11					
51 非常災害対策						4	2	4			1	7	12	5			17		15					
52 設備及び備品等																								
53 衛生管理等						1	1	1			1	4	2	2			3		3	1				
54 協力医療機関等												1		1			1		1					
55 掲 示	2	1			1	3					2	2	5	3			5		7	1				
56 秘密保持等	2	2				2					1	4	8	3	1	1	5		5					
57 情報の提供等(広告)												1		1	1	1				2				
58 利益供与(收受)等の禁止																								
59 苦情解決	1	1									1	1	2							1				
60 事故発生時の対応	2	2	1					1			1	4	7	2			5		6					

是正改善指導事項	事業所種別																									
	居宅 介護事業所	重 度訪問 介護事業所	同 居介護 事業所	行 動援 助事業所	養 護介 護事業所	生 活護 理事業所	短 期入 所事業所	重 度者 等包 括支 援事 業所	障 害支 援設 施	自 立 訓 練 機 能 訓 練 事 業 所	自 立 訓 練 生 活 訓 練 事 業 所	就 労 支 援 事 業 所	就 労 支 援 事 業 所 (A型)	就 労 支 援 事 業 所 (B型)	共 同 生 活 支 援 事 業 所	地 域 支 援 事 業 所	地 域 支 援 事 業 所	児 童 支 援 事 業 所	医 療 支 援 事 業 所	放 送 支 援 事 業 所	課 外 サ ー ビ ス 支 援 事 業 所	保 育 支 援 事 業 所	社 区 支 援 事 業 所	障 害 支 援 事 業 所	医 療 支 援 事 業 所	
61 会計の区分	3	2	2	1			1		2				3	1	1	3	3	12		14						
62 身体拘束等の禁止							1		1			1	2	3				3		3						
63 地域との連携等(関係機関との連絡調整)																		1								
64 記録の整備	3	3				1	1					1	1	3	3			4		3						
65 経過措置・特例																										
66 虐待の禁止																		3		4						
67 懲戒に係る権限の乱用禁止																										
68 障害児に係る給付金の金銭管理																										
69 障害福祉サービスの体験的利用支援																										
70 体験的な宿泊支援																										
71 その他()																										
72 その他()																										
73 その他()																										
74 その他()																										
第5 多機能型(一体型)に関する特例																										
第6 変更の届出等	5	5				3	4		3			1	5	9	2	3	3	3		1						
第7 給付費の算定及び取扱い	(6)	(2)	(1)	()	()	(7)	(4)	()	(11)	()	(0)	(0)	(10)	(14)	(9)	(2)	(2)	(15)	()	(15)	()	()	()	()	()	()
1 基本事項																		1		1						
2 ○○サービス費・○○給付費	2											2	1	1		2				5						
3 各種加算	4	2	1			7	4		11			9	14	8	2		15		13							
第8 その他	(16)	(13)	(5)	(2)	()	(8)	(5)	()	(6)	()	(0)	(2)	(8)	(15)	(10)	(6)	(6)	(6)	()	(8)	()	()	()	()	()	()
1 その他(重要事項説明)	16	13	5	2		8	5		6			2	8	15	10	6	6	6		8						
2 その他()																										
3 その他()																										
4 その他()																										
5 その他()																										

(注) 1 「広域連合等」とは、地方自治法に基づく一部事務組合、広域連合を言う。

2 「実地指導結果の事項別是正改善指導状況」欄の()の中には、各事項の積み上げ合計数ではなく、是正改善指導を行った事業所数実数を記入すること。従って、()を付した事項に関しては、是正改善指導数の合計数の記入は要しない。

3 第1～第7に該当しない項目は、第8「その他」欄に記入すること。その際、()内に具体的指導事項を記入すること。

4 指定都市・中核市の新設に伴う移譲については、「前年度末現在の指定事業所等数(A)」で整理(県は減、市は増)して記入すること。

5 「当該年度の指定状況(B)」欄について、指定の更新をせずに失効となったものは、「辞退等」に記入すること。

最近の実地指導等での主な指導事項の内容【訪問系事業所】

No.	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)
1	居宅介護・重度訪問介護	重要事項の揭示	運営規定の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を事業所に掲示していない。	事業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示すること。
2	全サービス	内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> 利用契約は、事業者と利用者で締結することとなるが、契約者欄には事業所名称及び事業所管理者名が記載され、契約を締結していた。 利用契約書の根拠法令等の名称の誤りが確認された。また、重度訪問介護に係る利用契約書が作成されていないかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用契約は、事業者名称をもって契約を締結すること。 利用契約書の根拠法令等の名称の誤りを修正すること。また、利用者の有無に関わらず指定を受けたサービスについて必要な書式等を定め、利用申込者に適切に対応できる体制を確保すること。
3	全サービス	契約	契約書に必要事項が盛り込まれていない。	契約書に社会福祉法第77条第1項に定める事項を盛り込むこと。
4	全サービス	契約支給量の報告等	利用者と契約を行ったが、契約支給量等を支給決定市町村に報告していなかった。	利用者と契約を行った場合、契約支給量の変更を行った場合及び契約を終了した場合は、受給者証に記載すること。また、支給決定市町村にその旨を報告すること。
5	居宅介護	契約支給量の報告等	<ul style="list-style-type: none"> (1) サービス提供に当たり、受給者証記載事項を受給者証へ記載できていない。 (2) 利用契約をしたときに、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村へ報告できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) サービス提供に当たり、受給者証記載事項を受給者証に記載すること。 (2) 利用契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。
6	全サービス	内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を記載した重要事項説明書に記載された通常の事業の実施地域が運営規程と相異していた。 重要事項説明書に事業所の営業日及び営業時間及び事故発生時の対応について記載されていなかった。 苦情受付機関に運営適正化委員会が記載されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を記載した重要事項説明書は事業所の運営規程と整合を図ること。 当該重要事項説明書には、事業所の営業日及び営業時間及び事故発生時の対応について記載するとともに、苦情受付機関に運営適正化委員会を記載すること。
7	全サービス	人員の配置	同行援護や行動援護等、研修受講や実務経験等を有する従業者の配置が必要とされているにもかかわらず、本人からの申し出のみで確認し、資格証や実務経験証明書等で実際の確認を行っていないかった。	資格や実務経験等を有する従業者の配置が必要とされている場合には、あらかじめ資格証や実務経験証明書等で資格等を確認すること。 ※無資格者によるサービス提供は不正請求になるので、十分に注意すること。

No.	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)
8	全サービス	勤務体制の確保等	研修計画を作成していなかった。 研修を実施していなかった。 研修の記録を残していなかった。	従業員の資質の向上のため、研修の機会を計画的に確保すること。
9	居宅介護・重度訪問介護	運営規程	運営規程について、虐待の防止に関する規定を基準条例に準拠させていない。	運営規程について、虐待の防止に関する規定を基準条例に準拠させる等の修正を行い、変更届を提出すること。
10	居宅介護	利用者の人権擁護、虐待防止等	利用者の人権の擁護、虐待の防止等に向けた規程を策定しておらず、従業員に対する研修も実施していない。	利用者の人権の擁護、虐待の防止等に向けた規程を策定し、従業員に周知するとともに、研修を実施すること。
11	全サービス	個別支援計画の作成	サービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにした個別支援計画が作成されていないかった。	個別支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき課題を明らかにし、援助の方向性や目標を明確にしたうえで、担当する従業員の氏名、サービスの具体的内容、サービスごとの所要時間、日程等を明らかにすること。
12	全サービス	サービス提供記録	サービス提供時間を居宅介護計画の時間で記載している。毎回定時開始、定時終了になっている。	サービス提供時間については計画の時間ではなく実際の提供時間を記録すること。
13	重度訪問介護	重度訪問介護計画の作成、重度訪問介護サービスの算定	重度訪問介護計画の作成に当たって、提供するサービスの所要時間、日程等が明記されていなかった。 また、サービス費の算定に当たって、実際にサービス提供に要した時間で算定していた。 さらに、当初の重度訪問介護計画で定めたサービス提供時間が、実際のサービス提供の見直し、変更を行っていなかった。	計画の作成に当たっては、提供するサービスの所要時間、日程等を明らかにするとともに、サービス費の算定に当たっては、実際にサービス提供に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置づけられた標準的な時間で算定すること。 また、当初の重度訪問介護計画で定めたサービス提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに計画の見直し、変更を行うこと。
14	全サービス	心身の状況等の把握	利用者の心身の状況、置かれている環境等について、十分に把握していなかった。 (医療・服薬の状況、アレルギ一の有無、関与する親族の連絡先など)	利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。
15	居宅介護・重度訪問介護	衛生管理	事業所内に共用タオルが設置されている。	衛生管理の面から好ましくないため、撤去すること。

No.	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)
16	全サービス	秘密保持等	従業者又は管理者が、利用者等の情報を漏らすことがないよう必要な措置(従業者への周知と誓約書等による確保)を行っていないかった。	従業者又は管理者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。退職後についても秘密保持する旨を誓約書等により確保すること。
17	全サービス	苦情解決	苦情があったが、記録をしていなかった。	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録すること。
18	全サービス	サービス提供の記録	サービス提供記録について、サービス提供の都度記録し、利用者から確認を受けていない。まとめて確認を受けている。	サービスの提供日、提供した具体的内容を記載したサービス提供記録について、サービス提供の都度利用者から確認を受けること。なお、サービス提供実績記録票についても同様に行うこと。
19	居宅介護	サービス提供の記録	指定居宅介護を提供した際の記録について、①サービス提供記録が不十分なもの、②利用者の確認印はあるがサービス提供者の印がないものが数件あった。	このような事例が起こらないよう、サービス提供時に確実に記録の作成、確認を行うこと。
20	居宅介護	介護給付費の額に係る通知等	事業者が、法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し介護給付費の額を書面で通知していない。	法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し介護給付費の額を書面で通知すること。
21	重度訪問介護	会計区分	会計が事業所毎に区分されていないかった。	事業所毎に区分すること。
22	全サービス	利用者負担額等の受領	利用者負担額等を受領したが、領収証を交付していなかった。	利用者負担額等の支払いを受けた場合は、領収証を交付すること。(当該領収証は、高額障害福祉サービス費等の償還払いの根拠となる書類であることから、利用者名・事業者名・事業所名・利用年月・サービスの具体的内容・領収印等を記載することが望ましい。)

平成26年度における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第20条の規定により、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等について、公表する内容は次のとおりである。

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 5件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	女性(1人)	男性(1人)	男性(1人)	男性(1人)	女性(1人)
	年齢階級	55～59歳	20～24歳	15～19歳	15～19歳	55～59歳
	障害種別	身体障害 知的障害	知的障害	発達障害	知的障害	身体障害 知的障害
障害者虐待の類型		身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	心理的虐待
施設・事業所の主なサービス種別		障害者支援施設	障害者支援施設	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	障害者支援施設
虐待を行った障害者福祉施設従事者の職種		生活支援員(1人)	保育士(1人)	管理者(1人)	指導員(1人)	生活支援員(1人)
障害者虐待に対して取った措置		再発防止に向けた職員研修や再発防止策の策定を指導	再発防止に向けた職員研修の実施や組織体制の見直し等を指導	職員研修の実施、職員倫理要領や対応マニュアルの整備等を指導	職員研修の実施、職員倫理要領や対応マニュアルの整備等を指導	職員研修の実施や職員間の応援、協力体制の強化等を指導

(参考) 平成26年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位：件)

		障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	使用者による虐待
		通報・届出件数	25	63
うち障害者虐待		5	28	※2 1
障害者虐待の内訳 ※1	身体的	4	15	1
	性的	0	3	0
	心理的	1	8	1
	放棄・放任	0	8	0
	経済的	0	9	0

※1 虐待の内訳は、重複している

※2 虐待の疑いがあるため、労働局に報告した件数

老高発 1001 第 2 号
老振発 1001 第 1 号
老老発 1001 第 1 号
薬食安発 1001 第 3 号
平成 26 年 10 月 1 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長
(公印省略)

厚生労働省 老 健 局 振 興 課 長
(公印省略)

厚生労働省 老 健 局 老 人 保 健 課 長
(公印省略)

厚生労働省 医 薬 食 品 局 安 全 対 策 課 長
(公印省略)

老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について
(老人福祉施設等への注意喚起及び周知徹底依頼)

今般、有料老人ホームにおいて、厳格な安全管理方策が必要なサリドマイド製剤（販売名：サレドカプセル100）について、サリドマイド製剤を服薬する患者である入居者とは別の入居者に対して使用の介助を行った事例が判明いたしました。

老人福祉施設等での医薬品の使用の介助については、適正な管理が求められることから、下記について、貴管下老人福祉施設等への周知徹底及び指導方お願いします。

記

1. 老人福祉施設等を利用しようとする者に対しては、医薬品の使用の有無及び当該医薬品を処方した医療機関からの留意点等の説明の有無について、本人又は家族に確認するとともに、必要に応じて当該処方医療機関にも留意点等の確認を行うこと。また、医師、歯科医師又は看護職員の配置がある場合には、使用している医薬品に関して確認された内容について当該職員等は把握のうえ必要な対応を行うこと。

2. 利用者に対して老人福祉施設等の職員が医薬品の使用を介助することになった場合には、その使用目的、取り違えその他の誤使用を防止する方策、適正に使用する方法等について、従業者に対し、改めて周知徹底すること。また、看護職員の配置がある場合には、医薬品の使用の介助については看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきであること。
3. 医薬品の使用の介助に当たっては、「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（平成 17 年 7 月 26 日付け・医政発 0726005 号）」（別添 1）や、また特別養護老人ホームについては平成 24 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金による「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」（別添 2）を参考にすること。特に、医薬品の取り違えについては、利用者の入れ替わりや職員の入れ替わりなどで起きる可能性が高まることを踏まえて、日頃から職員の声かけなどにより、本人確認の徹底を行うこと。
4. 老人福祉施設等において医薬品の誤使用が発生した際には、以下の対応を行うこと。
 - ① 速やかに医療機関に連絡して、必要な対応について相談すること。
 - ② 医薬品の誤使用が発生した原因を分析し、その再発を防止する観点から、当該老人福祉施設等の内部における情報の共有・注意喚起等必要な安全管理対策を講じること。
5. 本通知でいう「老人福祉施設等」については、老人福祉法又は介護保険法に規定されている施設等であって、当該施設等の職員が利用者に対して医薬品の使用の介助を行うものが該当する。
6. また、居宅において医薬品の使用の介助を行う場合についても、本通知の趣旨を踏まえて、上記 1～5 を参考にすること。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について
(通知)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするものでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じた個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の傷病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供のあり方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等に置いて安全に行われるべきものであることを申し添える。

(別紙)

1～4 (略)

5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により、患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を尊重した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む。)、肛門からの座薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注1 (略)

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には、医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、業として行う場合には、実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 (略)

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。

上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 (略)

別添2

特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン（抄）

（平成24年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金）

3 事故予防のための対策・介護技術

4) 誤薬

(1) 総論

誤薬とは、利用者が誤った種類、量、時間または方法で薬を飲むことを差します。

誤薬は、薬の内容や量によっては生命に重大な危機を及ぼすことになり、決して起こってはならない事故です。しかし、「ついうっかり」「思い込み」などのヒューマンエラーが最もおこりやすい事故でもあります。そのため、薬を扱う際には複数回のチェックを行うことを習慣化することが重要です。

誤薬がおこる要因として、薬に対する意識が低いこと、食事時間はいくつかのケアが重なりあわただしい状況があること、確認不足、薬に関するシステムがチーム内で統一されていないなどがあげられます。

これらを解決するためには、まず「配薬ボックスから薬を取り出すとき」、「利用者のそばにいったとき」、「薬袋をあけて口に入れる前」の最低3回はその薬が本人のものであるか確認する、といった基本事項を職員全員で徹底します。

そのほかにも、以下のような点に留意します。

- ・ 薬についての基礎知識について学習の機会を持つ。
- ・ 介護職員にも利用者が使用している薬の内容がわかるように、個人ファイルに薬の処方箋を添付し確認できるようにする。
- ・ 薬は1回分ずつ分包し、氏名と飲む時間（朝食後など）を明記する。
- ・ 薬ケースを利用者個人ごとに用意する。
- ・ 食前薬・食後薬それぞれの薬ケースを用意し、薬の取り間違いや飲み忘れを防止できるようにする。
- ・ 薬の見た目が似ていて紛らわしいときには区別できるような印をつけるなど工夫する。
- ・ 入居者が隣の人の薬を間違えて内服してしまうことのないよう、配膳と一緒に薬を配るのでなく、内服する直前に配薬することや、口に入れるまで確認することを徹底する。

また、新しい薬の開始や中止、内服量の変更、注意すべき薬の副作用などの情報をチームで共有できるように、介護職員と看護職員や配置医師の連携を図ることも大切です。

生活の場である特別養護老人ホームで、本当に服用する必要がある薬であるかどうかを医療従事者が確認する必要があるでしょう。以前の施設や病院で服用していた薬も見直し、必要最低限にすることで、自己管理が可能になることもあります。

(2) 対策の考え方

誤薬は、「配薬トレーに薬を用意する段階」と、「利用者個人に薬を配り、飲ませる段階」とに分けることができます。

配薬トレーに薬を用意する段階：

基本的に看護職員が行います。作業を中断することはエラーの原因となりやすいため、配薬業務が終わるまで集中して一気に行うようにします。また、責任を明確化するためにも、この作業にあたった者の氏名をトレーの空きスペースに明示するとよいでしょう。

配薬トレーの個別ケースには、利用者1人1人のフルネームを貼り、トレーの色は朝・昼・夕で色分けします。薬は薬局に一包化してもらいましょう。またそこには利用者フルネームを記載し、配薬トレーの色と同じカラーラインをつけてもらいましょう。

利用者一人ひとりに薬を配る段階：

本人確認のため薬に印字された名前をフルネームで声に出して呼びます。この段階での誤薬は、新しい職員が入ったときに、顔と名前が一致しないことなどによって起こりやすくなります（他の利用者の靴をはいている場合もあるため、靴の名前などでは確実な確認はできません）。必ず、他のスタッフに聞こえる声で呼称します。

なお、薬を食事トレーにおくと、他の利用者が飲んでしまうこともあるので注意が必要です。

事務連絡
平成27年5月26日

各	〔都道府県 保健所設置市 特別区〕	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
各	都道府県労働局	労働基準部	御中
		職業安定部	御中

厚生労働省	健康局	総務課
医政局	総務課	
医薬食品局	総務課	
労働基準局	安全衛生部	労働衛生課
職業安定局	雇用開発部	高齢者雇用対策課
雇用均等・児童家庭局	総務課	
社会・援護局	総務課	
社会・援護局	障害保健福祉部	企画課
老健局	総務課	

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年の夏も、熱中症による健康被害が数多く報告されました。

気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期することが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、別添のとおりリーフレットを作成しております。貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、管内市町村、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関

等への注意喚起及び周知徹底方よろしくお願いいたします。

また、「効果的な熱中症予防のための医学的情報等の収集・評価体制構築に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業、研究代表者：昭和大学三宅康史)において、日本救急医学会の協力の下、「熱中症診療ガイドライン2015」を作成いたしました。当該ガイドラインは厚生労働省ホームページ熱中症関連情報(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)のページからダウンロードしていただけますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

なお、職場での熱中症予防対策については、都道府県労働局長宛て、「平成27年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」(平成27年5月14日付け基安発0514第1号、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知)により通知しておりますので、御承知おき下さい。

(担当者)

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課 小貫 正子、吉住 奈緒子、鈴木 麻利 TEL : 03-5253-1111 (内: 2394) FAX : 03-3503-8563 e-mail : onuki-masako@mhlw.go.jp yoshizumi-naoko@mhlw.go.jp suzuki-mari@mhlw.go.jp
--

熱中症予防のために

暑さを避ける

室内では・・・

- ▶ 扇風機やエアコンで温度を調節
- ▶ 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ▶ 室温をこまめに確認
- ▶ WBGT値*も参考に

外出時には・・・

- ▶ 日傘や帽子の着用
- ▶ 日陰の利用、こまめな休憩
- ▶ 天気のよい日は、日中の外出をできるだけ控える

からだの蓄熱を避けるために

- ▶ 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ▶ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

*WBGT値：気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数
運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。
環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、観測値と予想値が掲載されています。

こまめに水分を補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液*などを補給する

* 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症の症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
 - 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
- 重症になると、
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症

検索



熱中症が疑われる人を見かけたら

涼しい場所へ

エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所へ避難させる

からだを冷やす

衣服をゆるめ、からだを冷やす

(特に、首の周り、脇の下、足の付け根など)

水分補給

水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう！

<ご注意>

暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

高齢者や子ども、障害者・障害児は、特に注意が必要です

- ・ 熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調整機能も低下しているため、注意が必要です。
- ・ 子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので、気を配る必要があります。
- ・ のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分補給しましょう。暑さを感じなくても室温や外気温を測定し、扇風機やエアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください

気温や湿度の高い日には、無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使いましょう。

熱中症についての情報はこちら

▷ 厚生労働省

熱中症関連情報 [施策紹介、熱中症予防リーフレット、熱中症診療ガイドラインなど]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

「健康のため水を飲もう」推進運動

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/nomou/>

職場における労働衛生対策 [熱中症予防対策]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei02.html>

▷ 環境省

熱中症予防情報 [暑さ指数 (WBGT) 予報、熱中症環境保健マニュアル、熱中症予防リーフレットなど]

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

▷ 気象庁

熱中症から身を守るために [気温の予測情報、天気予報など]

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

異常天候早期警戒情報

<http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>

▷ 消防庁

熱中症情報 [熱中症による救急搬送の状況など]

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

健感発1105第1号

平成27年11月5日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長
(公 印 省 略)

今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えている我が国最大の感染症の一つです。

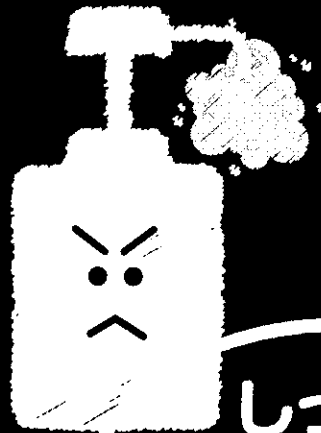
また、近年、学校や高齢者施設における集団感染、高齢者の死亡等の問題が指摘され、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題となっています。

そこで、厚生労働省においては、今般、別添のとおり「平成27年度今冬のインフルエンザ総合対策について」を取りまとめ、本総合対策に基づいて各般の施策を実施していくこととし、併せて「平成27年度インフルエンザQ&A」を作成しました。貴管内区市町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びインフルエンザ予防対策の徹底方、よろしくお取り計らい願います。

さらに、インフルエンザ対策は、衛生主管部局のみならず、民生主管部局、教育主管部局等を含めた総合的な取組や、医師会等の関係団体との密接な連携が重要であり、積極的な情報提供等に御協力ください。

マメに予防! インフルエンザ

きちんと
マスク



しっかり
手洗い



インフルエンザ
予防啓発キャラクター
マメゾウくん

手洗いでインフルエンザを予防して、
かかったらマスク等でせきエチケット。

みんなの「かからない」、
「うつさない」という気持ちが、
インフルエンザの
予防にはとても大切です。



インフルエンザ
予防啓発キャラクター
アズキちゃん

●インフルエンザに関する情報 今冬 インフルエンザ 検索

バーコード読み取り機能付き携帯電話もしくはスマートフォンでご利用になれます。



事務連絡
平成28年1月7日

各 都道府県
指定都市
中核市
民生主管課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」及び「作成例「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（モデル）」」について

今般、平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金事業の一環として、株式会社インターリスク総研が作成した「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」及び「作成例「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（モデル）」」等を、厚生労働省のホームページに掲載しましたので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画（「新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続的に実施するための計画」）の作成に活用いただけるよう、貴管内の市区町村、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行により、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成25年厚生労働省告示第369号）に定める社会保険・社会福祉・介護事業における特定接種に係る登録事業者の登録が今後開始されることとなります（今年度中を予定）。

同法に定める特定接種の登録事業者となるために社会福祉施設等の事業者が申請する際には、業務継続計画の作成が必要となることを申し添えます。

・「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」など

(URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>)

雇児発 0215 第 1 号
社援発 0215 第 4 号
平成 28 年 2 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインについて

「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 8 条の規定及び「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」（平成 20 年 7 月 25 日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ。平成 26 年 11 月一部改正。）に基づき、別添のとおり一部改正しました。

主な改正点は下記のとおりです。貴職におかれましては、個人情報の保護に関する施策の更なる推進を図るとともに、貴管内の関係機関・関係団体に対する周知等よろしくお願いします。

記

1 適正取得の徹底

第三者からの個人情報の取得時に、取得側が提供側の入手経緯を確認し、提供側が適法に個人情報を入手したことが確認できない場合においては、取得の自粛を含めた、慎重な対応をすることが望ましい旨を追記。

2 安全管理の強化

安全管理の強化のために望まれる措置として、事業者内の監査実施体制の整備や、情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置等を追記。

3 委託先の監督強化

委託先の適切な監督のために留意することが望ましい事項として、委託先に対する定期的な監査の実施や、再委託等を実施する場合の委託先の監督等を追記。

